

1880年プロイセン皇孫ハインリヒ 吹田遊猟事件

山 中 敬 一

目 次

- I. 問題の所在
- II. 事件の真相
- III. ハインリヒの日本滞在とその生涯
- IV. 吹田遊猟事件の処理
- V. 治外法権と法の適用
- VI. ま と め

I. 問題の所在

1878年10月6日、プロイセンの皇孫17歳のハインリヒは、キールの港から世界漫遊の船旅に出て、マゼラン海峡を通り、フエゴ島を回り、南米ウルグアイ、チリからハワイを経て、1879年5月23日に横浜に錨を下ろす。夏の間、北海道やウラジオストックに逗留したが、11月に神戸港に停泊し、12月1日に長崎に向け出港、丸亀などを通して長崎を回り、翌年1月9日神戸港に再び帰港し、2月7日（土曜日）になって、神戸に滞在中の一行4人と日本人の勢子等とともに、鴨猟の禁止されていた吹田吉志部の「釈迦が池」にお忍び（微行）で銃猟に出かけ、農民と紛争を生じ、一人の農民が怪我を負わされたことから、一行の身元を確認しようとした警察官とトラブルとなった。当時、列強には治外法権・領事裁判権が認められていたため、刑事事件についても日本には裁判権がなかった。日本とドイツとの間でも、明治2年1月10日（1869年2月20日）に、「独逸北部連邦との修好通商航海条約」が締結され¹⁾、刑事・民事についての

1) これについては、日本外交文書デジタルアーカイブ（第2巻・明治2年）33頁➤

治外法権²⁾が取り決められている。この事件は、そのとくに遊猟にかかわる規制の外国人に対する法的効力の漸次的改定過程の中で生じた事件である。前年1879年9月に外務卿に就任した井上馨(1836~1915年)は、条約改正の宿願達成のため、この事件の処理をめぐって叩頭外交を展開し、ドイツ側に対し当時の大阪府庁と吹田・吉志部神社で謝罪式を行い、警察官を罷免したばかりか、政府を批判した新聞を発禁処分とし、編集者を処罰する。

この事件に関するドイツ側の資料をも参考にし、事件の真相を明らかにし、吹田においても近年郷土史家の関心を失いつつあるこの事件における治外法権の実態とその歴史的意義を再確認しようというのが、本稿の目的である。

治外法権・領事裁判権の漸進的改定過程の中へのこの事件の位置づけを図るための前提として、ここで、まず、この治外法権・領事裁判権の問題³⁾を略述して、問題提起を補充しておく。先述のように、この事件は、わが国の治外法権・領事裁判権の問題⁴⁾の重要部分を占めた外国人による銃猟⁵⁾をどのようにわが国で規制するかをめぐる外交・狩猟規制に関する一連の事件の重要な例の

↘以下。すでに1868年9月5日には、プロシア弁理公使フォン・ブランド(M. von Brandt)が、7月29日付のヴィルヘルム1世の全権委任状を添えて通商条約調印方を依頼した(下村富士男『明治初年条約改正史の研究』(1962年)20頁以下参照)。なお弁理公使兼領事ブランドについては、川崎晴朗『幕末の中日外交官・領事官』(1988年)195頁参照。

- 2) 日本におけるドイツの領事裁判に関するドイツ語の文献として、*Harald Fuess, Selbstregulierung einer Fremdenkolonie: Konsulargerichtsbarkeit in Japan und Korea, 1861-1913*, in: *Zeitschrift für Japanisches Recht*, Nr. 36 (2013), S. 53 ff.
- 3) 領事裁判については、とくに加藤英明「領事裁判の研究——日本における——」(1)(2・完)(名古屋大学)法政論集84号(1980年)301頁以下、86号(1980)93頁以下、とくに狩猟違反との関係では、森田朋子「開国と治外法権——領事裁判制度の運用とマリア・ルス号事件」(2005年)参照。
- 4) 領事裁判権を最も完成された形で明文化されていたのは、日独通商条約であり、その6条で、法権を排除したという(下村富士男・前掲書30頁)。ほかに横田喜三郎「日本における治外法権」同『国際法論集I』(1976年)270頁以下参照。
- 5) 加藤・前掲論文によると1878年から1898年までの外国人に対する刑事事件の訴訟事案は10件である(加藤(2)133頁の一覧表参照)。なお、*Fuess, aa.O.*, S. 64ではその間の刑事訴訟件数がドイツ人に対するもので150件あったと一覧表の中で示されている。

一つに位置づけられる。わが国では、安政5（1858）年の日米修好通商条約において領事裁判権が規定されて以来、外国人の遊獵の規制は、段階的に行われる条約改正への取組みの主要テーマであった。外国人の遊獵禁止については、すでに安政元（1854）年5月のペリーとの会談で「狩獵」の禁止が日本側から求められている⁶⁾。通商条約にもとづき3港が開港すると、訪日した外国人が盛んに遊獵を行いはじめ、遊獵を禁止する必要が生じた⁷⁾。遊獵規制につき、日本側は、遊獵の禁制を主張し、外国側は、これに反対であったが、外国側も遊獵を禁止する領事通達を出すに至り、「逮捕権」をも主張するに至っている⁸⁾。そのような中、万延元年10月15日（1860年11月27日）に「モス事件」が起こる。これは、イギリス商人モスが遊獵の獲物を持ち帰ろうとした際、奉行以下の役人たちが、モス（Michael Moss）を逮捕しようと取り囲んだところ、モスが役人（神奈川奉行支配向・渥美邦太郎）に獵銃を発射して負傷させたので、役人がモスを捕らえ12時間入牢させた⁹⁾後に、イギリス領事館に引き渡したという神奈川で起こった事件である¹⁰⁾。モスは、その後、イギリス代理領事によって故意の発砲による傷害として起訴され、領事裁判を受け、結論的に公使オールコック（Rutherford Alcock KCB：1809～1897年）が有罪判決を下し、罰金・追放のほか、3ヶ月の禁固を言い渡した。後に、イギリス本国は、法解釈の誤りを理由にこれを取り消した。有罪判決は、遊獵を禁止する領事通達を根拠としている。これに対して、イギリス本国の判断は、1860年1月23日の枢密

6) 森田・前掲書20頁以下参照。

7) 初代ドイツ公使マックス・フォン・ブランド（Max von Brandt：1835～1920年）も、1863年から1875年までの日本滞在期間には、友人とさかんに狩獵を行うのを趣味としていた。M. v. ブランド（原潔・長岡敦訳）『ドイツ公使の見た明治維新』（1987年）244頁参照。

8) 森田・前掲書22頁以下参照。

9) この点は、後のモスの逆訴を起こす根拠となる。モスは、日本の役人に逮捕され自国領事に引き渡されるまで12時間も不法に留置されたことを条約違反だとして訴えたのである（『横浜市史』〈第2巻・1959年〉784頁）。

10) この事件については、前掲『横浜市史』（第2巻・1959年）783頁以下参照。モスは、イギリスの法に従い、香港にあるイギリスの監獄に3ヶ月間、収容され、本国に送還された。被害者渥美邦太郎には賠償金として千ドルが支払われたという。

院令は、その行為が、イギリスでも犯罪とされていない限り、犯罪とみなされないということを根拠としている。これは、江戸時代のことであるが、明治政府に替わっても、この遊猟事件の日本法の適用問題ないし逮捕権の問題は、各国との主要な外交交渉事項となるのである¹¹⁾。後に詳述するが、この交渉は、明治10年(1877年)1月に外国人に遊猟免許を付与するという「外国人銃猟規則」の制定によって決着した。この事件についても、このような銃猟規制問題における治外法権・領事裁判権の限定をめぐる条約締結国との交渉を踏まえた実際との関係で捉えられる必要がある。ドイツとの治外法権・領事裁判を定めた条約は、日普修好通商条約(1861年1月24日締結)、独逸北部連邦条約(1869年2月20日締結)を経て、1871年にはドイツ帝国との条約へと継承されたが、この遊猟事件の起きた1880年当時のその治外法権の法状態、その解釈・運用の現状を踏まえて、ハインリヒ一行の行為を評価する必要がある。

この吹田におけるプロイセン皇孫遊猟事件については、政治史的側面からこれを捉え、わが国における不平等条約下の叩頭外交の一例と位置づけ、これに対する批判の高まり、それに基づく自由民権運動・ナショナリズムの高揚の視点から研究されている。これについては、わが国では、吹田の郷土史家の研究があるほか、当時慶応大学の教授であった内山正熊氏の「吹田事件(1880年)の史的回顧」論文¹²⁾が最も詳しい。内山氏は、ドイツの文献としては、唯一ランググートの著書¹³⁾を引用されているが、他には参照されていない。しかし、この事件については、ドイツでも、現在でも伝説的な冒険王子で、なお著

11) 英国公使オールコックは、この事件に鑑みて同年11月7日に3ヶ条の規則案を幕閣に通達したが、実用的なものではなかった。老中は文久元年2月1日(3月11日)に英・米・仏3国公使に対して次の規則案を提案した。「外国人召捕規則 1. 本役人え手向ひ致し候者、1. 遊猟致し候者、1. 猥りに発砲致し候者、4. ……以下略……諸外国人右の箇条を犯す者は、日本司人見掛け次第捕押え置き、その所属の各コンシユルへ引き渡す事。日本の外国事務執政某々と外国の諸名代即ち某々と合議決定す」。

12) 内山正熊「吹田事件(1880年)の史的回顧」法学研究51巻5号9頁以下。

13) *Adolf Langguth*, Prinz Heinrich von Preussen, 1892, Max Niemeyer, S. 176 ff.

名人であるハインリヒ王子の伝記で言及され¹⁴⁾、また、日独外交関係のドイツやオーストリアの研究者による研究¹⁵⁾において研究が進められている。しかし、この事件に関するドイツ語文献の事実の叙述にはその認識に正確を欠く点、またドイツ遊獵一行の行為の評価につき、妥当する法状態についても、解釈を異にする点があるように思われる。そこでこれらの点について事件の真相に迫り、事件の法的評価を新たにしようというのが、本稿の課題である。

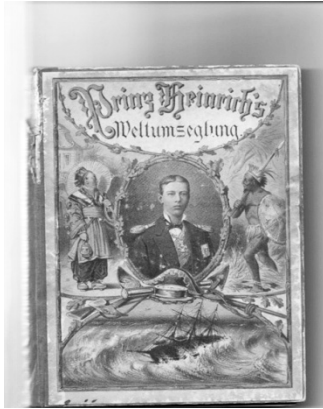
II. 事件の真相

1. ドイツ通俗書の叙述

ハインリヒの大阪滞在中の遊獵中の吹田での農民と警察官との紛争について、最近のドイツのハインリヒ王子（親王）に関する著書¹⁶⁾の中の記述では、次のように述べられている（以下引用文中、傍点は引用者）。

「1880年の新年は、ハインリヒ王子に、不測かつ危険な状況をもたらすことになった。提督（侍補）と一人の将校と一緒に、二人の英語を話す日本人を伴って、王子は、コルベツト艦¹⁷⁾の大々的な修理の時間を利用して、鳥獵の

-
- 14) なお、わが国でもこの話は、阪本一房『カモとはらきりじいさん』（斎藤博之・絵）（1977年・岩崎書店）という絵本にされている。
- 15) ドイツ語で書かれ、日本語への翻訳がある文献として、*Peter Panzer/ Sven Saaler, Japanische Impressionen eines Kaiserliche Gesandten. Karl von Eisendecker im Japan der Meiji-Zeit, München/Tokyo, 2007, S. 23 ff.* 日本語訳（辻英史）同書49頁以下。そこでは、事件そのものについては、簡単な叙述があるのみであるが、日本側の文献として「日本外交文書」が引用されている。
- 16) *Ernst Dietrich Baron v. Mirbach, Prinz Heinrich von Preussen, Böhlau Verlag, 2013, S. 89 ff.*
- 17) ハインリヒが航行してきた「Prinz Adalbert」号を、神戸港に停泊させ、日本の船大工など50名ほどを呼び、修理させた。なお、「プリンツ・アダルベルト号」は、公式記録では、正しく表記されているが、当時の新聞等では、「プレんサ・アドヒラッチ号」（読売新聞1880年4月4日号朝刊）とされ、昭和に入っても「プレんチアッデアラプレキ号」（池田半兵衛「『赤ひげ』と吹田鴨池一真説独皇孫銃獵事件」大阪春秋17号（1978年）142頁）とするものもある。なお、明治天皇の葬儀に出席のため来日したときには、朝日新聞でも「プリンツ、アダルベルト号」と正しく表記されている。



Derboeck, Prinz Heinrich's Weltumseglung の表紙（筆者所蔵撮影）

ため鉄道で大阪に行き、そこで、何羽かの鶏（Hühner）を仕留めた。その際、猟銃が禁止された、鳥の生息地区たる猟場を通過したが、王子は、もとよりその禁止を遵守した。突然、その土地の所有者が現れ、不当にも、王子を密漁者扱いし、それがつかみ合いに発展し、もし王子と将校が、通訳達を擁護しなかったなら、呼びつけられた警官により通訳が拘束されそうになった。腹立たしいことに、即座に公的命令により、外人を乗せて人力車を走らせることが一切禁止され、その結果、遊猟一行は、何時間も

も遠く神戸まで徒歩で帰ることを余儀なくされたことである。知事に訴えようとすることも失敗した。知事が面会を拒否したからである。最終的には、ドイツの領事はその事件を天皇に報告した。その翌日、これに応じて知事が、謝罪のため甲板に現れた。その間に、しかし、当地の新聞の編集者がこの件に飛びついて採り上げただけではなく、流血とドイツの犯罪者の拘束を伴う国家的スキャンダルへと誇張したのである。その編集者は、のちに虚偽報道により懲役刑に処せられた。』

鶏を狩ったというのも、神戸まで徒歩で帰ったというのも真実ではない。国家的スキャンダルを誇張した虚偽報道があったわけでもない。これが、19世紀に書かれた青少年冒険文庫の一冊である『プロイセン・ハインリヒ王子世界帆船周航記』¹⁸⁾になると、大要、次のように書かれていた¹⁹⁾。

18) *Carl v. der Derboeck, Prinz Heinrich's Weltumseglung (Des Prinzen Heinrich von Preussen Weltumseglung)*, Otto Drewitz, Berlin, 1882, S. 162 ff., S. 192. 著者デアベック（1832～1892）は、プロイセンの軍人の息子で、自らも1854年に陸海軍の幼年学校に入り、病気で辞めてから、アメリカ旅行やクリミア戦争への参戦など数奇な経歴を経て、1866年にドイツ・オーストリア戦争に従軍した後、文筆家となった。本書については、後に、本書の「著者も挿絵画家も、ハインリヒ王子とその長期の滞在に同行しておらず、両人ともに同行者の情報を聞いて、非常な努力をもって手を加え、したがって、その記述は、ある種の漫画のようになっている」

「大阪では、自身や御伴の者に危険が及びかねない冒険を体験することになった」。……「遠出し、周辺で獵場を探して獵を楽しもうとしたが、外国人に慣れていなかった日本の農民には不快で、おそらく畑や植物も熱心すぎる狩人達に踏みつけられたことが気に入らなかったのだろう。それは、その地の人々が、集まって来て、手に持った物を武器としてハインリヒ王子にとその狩人達と戦うに十分な理由であった。しかし、ドイツの戦法は、日本の平原でも実証された」。……とされ、そのあと、棒切れなどで向かってきた農民の一团に対し、「ドイツの部隊」がいかにすぐれた戦法で戦ったかを誇張を交えて叙述し、その後、大規模な戦闘となる前に農民たちが脱兎のごとく逃走し、戦いは終結したとする。その後、「少々の流血があっただけなのに、当地の新聞記者は、……取るに足りない事件を極めて重大な国家的大事件であるかに誇張して報道した」。ドイツ側の流血は川となって流され、まるで日本の農民が、栄光の勝利を勝ち取ったかに報道したとし、その結果、「虚偽報道が露見し、帝が事件を調査させたところ、真実が浮かび上がって、新聞で虚偽の報道をした者は、厳罰に処せられた。さらに、八人の警察官が職務怠慢で解雇された」というのである。

ここでは、プロイセン海軍が陸上でもその優れた戦法によって大勝利を収めたことになっている。その10年後の1892年に書かれたランググートの叙述²⁰⁾が、比較的詳しく史実に近い。

冬を迎え、「木々の緑も消え、葉も落ちて、畑も荒涼とし、山々には薄雪が積もり、もしそうでなければ景色のよいはずの周辺の地に遠出しようという気持ちは起こさせなかった。この低温下では都会にとどまって、気候が再びよくなるまでは、暖房の効いた部屋にいた方がよい。そして、逗留は長くなるのだから、ちょっとした散歩が快適に行えればよい。」

↘と描かれている (*Peter Panzer, Prinz Heinrich und der Ferne Osten*, in: Rainer Hering/Christian Schmidt (Hrsg.), *Prinz Heinrich von Preussen*, 2013, S. 87.)。

19) デアベックのこのような叙述については、最近の研究でも引用されている。Vgl. *Peter Panzer*, a.a.O., in: (Hrsg.) Hering/Schmidt, *Prinz Heinrich von Preussen*, S. 91.

20) *Adolf Langguth*, *Prinz Heinrich von Preussen*, 1892, Max Niemeyer, S. 176 ff.

「2月2日になって、50人の日本人が木槌と鑿（のみ）をもって船内にやってきました。砲台のデッキの水漏れを塞ぐため、すなわち、接合具とコールドールで接合するためである。ハンマーで叩く仕事が始まり、誰しも自分の声さえ聞こえないような騒音であった。5日間、早朝7時から夕方6時までそれが続けられた。……皇孫もそれらの日を、提督（Gouverneur）と、船長で海軍大尉（Kapitän = Lieutenant）のフォン・デブシツ（von Debschitz）と一緒に²¹⁾、狩りに行くことに費やした。それが危険な結果に終わった。

二人の英語を話す日本人を通訳として連れて、三人は、2月7日、鉄道で大阪に向かい、その近郊で狩りを行ったが、彼らが禁猟区を通過した時、何羽かの「鶏」を仕留めた。

通訳と、狩人たちに禁漁獣を仕留めたと咎めた、急行してきた地主との間で、殴り合いになったが、これを止めることはできなかった。その殴り合いは、もし、通訳達が、皇孫ハインリッヒとお供の者によって防衛されなければ、そのうちに通報を受けた警察官によって通訳が逮捕されることで終結するはずであった。しかし、警察官は、増員され、笛を聞き、カナリア達²²⁾が急行してきた——黄色い着物を着た土地の警察は、カナリアと呼ばれていた——ことによって、事件は、異常な暴行事件へと発展したのであった。すべての人力車引きには、ドイツ人を乗せることが、即刻禁止され、駅長は、切符を売らせることを禁じられた。そこで三人の狩人たちは、何時間かかけて神戸へ徒歩で帰るべく強いられた。

その公館に徒歩で到達したとき、知事は留守だと告げられた。それ以降の措置は、ドイツ領事館で行われた。帝への報告行われ、帝は、その件を調査し、調停するため、即刻、全権委任特使に命令を下された。知事は、謝罪をしたいとたびたび訪れ、また、同じ目的で、通訳を送ってきた。もし「兵庫ニュース」²³⁾の編集者たちが、センセーションを求めて、流血をみる、ドイツの侵入

21) この叙述では、神戸の商人 Kleinwerth は、数えられていない。

22) 「当時の巡査は、警棒を携え、袖にもズボンにも黄ラシャの太い筋を容れ帽子にも黄線を巻いた。帽章の菊花は、明治13年4月の改正後のことで、それまでは×印の黄線に番号を入れたフランス調のもの」だという。池田半兵衛「すきやねん史『吹田・千里』」50頁（1987年）（池田氏・傘寿）参照。

23) Hiogo News は、神戸で1868年に創刊され、98年まで続いた英語による週間新

者たちの拘束をとまなう、国際国家紛争に至る騒動、と誇張していなければ、知事を処分することで、この事件は、終わっていたであろう。編集者達に対しては、結局、6月間の自由刑と150円の罰金が科せられた。

ここでも、狩猟の対象は、鶏であり、神戸まで徒歩で帰るはめとなり、警察官は逮捕しようとしたことになっている。英字新聞は、国際国家紛争に至る騒動だと誇張したことになっている。

2. 日本文献を参照したドイツの叙述

もっとも正確なのは、ロルフ＝ハラルド・ヴィピッチ「皇孫ハインリヒ日本滞在1879～80年と吹田遊獵事件」という最近の論文である。この論文は、日本側の記録をも参照したものである。そこでは、「内陸部への遊獵に際して、無鉄砲なハンリヒは、敵意に満ちた土着民に襲われ、撲殺されそうになった」²⁴⁾と書かれている「通俗学術的な記述」を紹介し、それがその事件の「事実を完全に誤解している」としている²⁵⁾。かなり長くなるが、それを引用する²⁶⁾。

「プリンツ・アダルベルト号」は、1880年にその目的港である神戸に帰港した。必要な修理のため軍事演習は、しばし休止された。そこで、マクレーン (Mac Lean) 船長は、王子たる士官候補生に何回かの休暇を与えた。2月7日に王子は、提督のフライヘア・フォン・ゼッケンドルフ (Freiherr von Seckendorff) と、フォン・デブシッツ (von Debschitz) 海軍大尉、神戸に住む

ゝ聞である (これについて、Vgl. *J.E. Hoare, Japan's Treaty Ports and Foreign Settlements. The Uninvited Guests 1858-1899, S. 1994, S. 183*)。

24) *Harald Eschenburg, Prinz Heinrich von Preußen. Der Großadmiral im Schatten des Kaisers, Heide 1989, S. 28 f.* 本書の叙述は、簡潔である。ただ、続いて、「この報告がベルリンに到着したとき、ビスマルクは、王子がこんなにも無保護の状態に置かれるなんてとひどく激昂した」と書いている。

25) *Rolf-Harald Wippich, Jagdzwischenfall von Suita, in: Überseegeschichte, Beiträge der jüngeren Forschung, (Hrsg. v Beck/Gründer/Pietschnann/Ptak), Franz Steiner Verlag, 1999, S. 271.*

26) ヴィピッチは、以下で引用の叙述は、断りのない限り、ドイツの資料にもとづくものとしている (*Wippich, a.a.O., S. 271*)。



後列左から Koester, Eisendecker, Dr. Guterhabe, Seckendorff,
前列左から Hachisuka, Prinz Heinrich (aus: *Panzer/Saaler*, a.a.O., S. 159)

ドイツ人の商人クラインヴェルト (Kleinwerth) を伴に連れ、汽車で大阪府下の小さな村である吹田に赴いたが、その目的は、吹田の鉄道の駅の近くで狩りをするためである。この目的で、旅行の当初から神戸で二人の鞆を運ぶ人足を雇い、大阪で、さらに獲物を狩り立てるために必要な四人の勢子を雇った。

吹田は、大阪から約10キロの地点にある²⁷⁾。1968年1月1日に開港された港地の条約限界の真ん中にある。大阪の周辺は、外国人には野生のカモが生息していて、絶好の狩猟地域とされていた。とくに沼沢地においては、条約の限界は必ずしも常に明かには決められるものではなかった。日本人住民と官庁とのいざごさのような条約違反は、したがって、協議事項であった。狩りに夢中の外国人との紛争をはじめから避けるため、したがって、多くの地域で——部分的には自己責任で、官庁が認容していることを条件として——狩猟禁止が発布されていた。それは付近住民によってコントロールされていた。少なくとも、日本の官庁には、そのような狩猟禁止にする地域は、条約限界の内部では不平

27) この当時、*Ernest Mason Satow and A. G. S. Hawes, A Handbook for Travellers Central & Northern Japan*, 1. Edition 1881, (2. Edition 1884), はまだ公刊されていなかった。第2版の「序文」17頁によると、10月15日から4月16日までが狩猟の許された期間であった。許可は東京の警察で取得するか、開港された港か、あるいは大阪では府庁で取得することができる。許可証を得るには、10円の手数料が必要であった。許可を得た者は、一定の規則を遵守するという誓約書を書く必要があった。それに違反すると、許可が取り消され、10ドルの罰金が加算された。誓約書には、許可された者は、条約の境界を超えて発砲してはならないことが明記されていた。

等条約に、基本的に反すること、また、その条約特権を与えられたと主張する外人との紛争をまさに不利にすることは知られていた。一般的には外国人には、大阪周辺約25マイルの半径内にとどまることは許されていた。

狩猟は、午後の早い時間まで障害なく行われ、文献の示すところでは、条約の内部にとどまっていた。しかし、狩猟一行が、15時近くになって吹田駅に帰ろうとしたとき、その事件が起きた。ドイツ側が、「重大な侮辱」と位置づける、そして公式の抗議が行われた事件である。詳細は、日本の警察報告からは読み取れる。ドイツのものより詳細に紛争の記述を行っている。それによると、漁師の飯田（井田の間違い）元吉が、2月7日に狩猟禁止を吹田のそのあたりの土地で監視するよう言いつかっていた。王子が狩りをしていた午後3時に、元吉は、監視台からその池の北方向に何人かの人が、石と棒で水鳥を追い立てるのを目撃した。狩りの監視人は、それにより、四人の日本人勢子と出逢い、立てられた禁止立札を示し、官庁の許可をもって、村人だけが、水鳥の狩猟の権利をもつことから出発した。しかも、——これが、その後事態がもつれた原因なのだが——池は、五つの周辺の村の水の供給源であり、それにより、その生活基盤を守ることに正当な関心をもっていた。勢子が、池の南の岸を歩いているとき、井田は、他の村の住民に連絡した。池のこの部分は井田の監視地区に属さなかったからである。突然、井田は、——その彼の後の証言によれば——（勢子である）日本人たちに襲われた。井田の髪の毛を引っ張り、頬を殴り、棒で殴られた。何人かの村の住民達がその後救援に来たにもかかわらず、暴行を受けた狩猟監視人は、池の岸から鴨を撃った四人の外国人をその時はじめて認めた。ゼッケンドルフの後の報告によると、狩猟者一行は、少なくとも監視人と勢子との争いについては幾ばくか気づいていた。しかし、狩猟監視人が、王子に対して「まったく尊敬を払わずに」駅への帰り道で後をつけ、大声で村人を呼び、警察を呼んだ。そのうちに狩猟禁止につき怒った村人が警察に連絡、事件の真相を解明すべく警察がやってきた。

二人の日本の警官は、まさしく困難な情状にあった。この事件の捜査は、外国人が絡んでいる。条約の規定によれば治外法権を享受できる。法律違反の処罰が問題となったとしても、——日本人（の勢子）によって犯された——外国人の絡むそのときの事情を考慮して、紛争と認める範囲を狭くするような保護

的な措置が必要であった。このようなデリケートで難しい事案を知って警察官達 (Ordnungshüter) は、「ソフトな」措置をとった。間接的な方法で、四人の外国人の身元を知ろうとしたのである。明らかに著しい意思疎通に困難があり、捜査は滞った。外国人は、雇用契約を履行中の日本人の狩猟補助者を逮捕したことに抗議したが²⁸⁾、警察官が彼らの名前を記録することは承知した。しかし、自分たちの身元の一切の認定を拒否し、警官達に、お忍び遠出(微行)中のハインリヒ王子のその日本狩猟許可証を示しただけで、その他の点では、この出来事に非常な不快感を示した。全員が身元確認がないままに駅の方へ歩き始めたとき、四人のドイツ人の一人が、——しかも警官がいる前で——狩猟監視員井田元吉に対して新たに暴行を働いた。すなわち、井田が、自分を殴った勢子を指さしたとき、「眼鏡をかけた外国人」——明かに商人クラインヴェルトであった——が、井田の鼻をはじき、後方に転倒させた²⁹⁾。

吹田駅では、事件に発展したドラマの第二幕が始まった³⁰⁾。外国人との直接の対立を避けるため、その進行ルートに従い、警察官は、汽車を使うのを阻止しようとした。切符を売らないよう駅長に要請した。この措置も、猟犬の所有者の名を通じて外国人の名前を知ろうとした措置も、大阪行きの汽車がそのうちに出発してしまったとき、頓挫した。

そこで、怒ったドイツ人は、徒歩で、途中で人力車が見つかるだろうと期待して大阪に向かった。それによって、約2時間の徒歩を節約できるからである。大阪まで一行には警察官の一人が尾行した。四人に人力車を貸すことを阻止するためであった³¹⁾。ドイツ側では警察の尾行に抗議した。「貴頭の尊厳にそぐ

28) 後述するように、独逸北部連邦条約9条によれば、独逸人は日本人を諸役に使用することができるが、「若し此日本人罪科を犯す時は日本の法度を以て罰すべし」とある。

29) この叙述に関しヴィピッチは、『郷土吹田の歴史』(1982年?) 170~172頁を引用している。私の手元にある1981年初版発行で1990年発行の第2版の当該頁(およびその他の頁)には、このような具体的な記述はない。ちなみに、ここでは、井田元吉が「皇孫を殴打するという事件があった」とされている(170頁)。上のような事実の記述は、次に引用する外交文書の中の報告書の中にある。ヴィピッチは、吹田(市立)博物館でこの情報を得たと書いている。

30) *Wippich*, aa.O., S. 273.

31) 吹田駅では日本側の新聞報道でも、警察官がドイツ人が人力車を雇うことを妨げたとされている。しかし、府庁まで尾行したのが、人力車を雇うことを阻止する

わない」³²⁾ からである。最終的にはなお、人力車が見つかった。しかしこの走行も、吹田から電報で連絡を受けた他の警察官によって短時間停車させられたが。

予期しなかった遅滞の後、王子は、その従者と夕方早く大阪の近郊に到着した。彼らが、最初の警察署を通過したとき、——ゼッケンドルフの言によると——、酷いやり方で停車させられ、人力車を去るよう強制され、走行の継続を禁じられた³³⁾。警察の監視の下で、ドイツ人たちは、その後、「暴力的行為」に対するその抗議にもかかわらず、大阪の知事のところに連行された。それによって神戸への帰着が遅れた。「知事の館では、重い格子のドアが閉じられ、王子は、低階級の日本人の一団の中に交わった」³⁴⁾。酷い扱いに対する抗議がなされたところ、大阪に住むドイツ人のハイトケンパー³⁵⁾ (Heidkämper) に連

ゝためであったというのは説得力がない。事実、途中から人力車を利用しているからである。

- 32) ドイツの資料による。ゼッケンドルフの皇太子（ハインリヒの父、後のフリードリヒ3世）に宛てた1880年2月8日の手紙（Seckendorff an Kronprinz, BA-MA RM 2/397）である。
- 33) これも、前注の資料による。
- 34) この叙述も、ドイツ側文献による。エッシェンデヒャーの1880年2月16日の手紙による。Eschendecher an AA, 16. 2. 1880; PAAAR 18603.
- 35) 当時の大阪府庁は、江の子島、いまの阿波座付近にあり、ハイトケンパーは、当時、大阪川口居留地（安治川と木津川の分岐の先端・現在の本田小学校北）に住んでいたので、木津川を挟んでまさに真向いの対岸にあり、距離は当時の「新大橋」を渡って目と鼻の先である（この関係については、研究誌委員会〈桃山学院・編〉『川口居留地2』（1989年）100頁の地図参照。この原図は、大阪府『大阪実測図』（明治21年）から作成された）。ハイトケンパーは、第三大区10小区本田通2丁目96番地（川内居留地の19甲：堀田暁生・西口忠共編『大阪川口居留地の研究』（1995年）24頁以下の表によれば、1879年9月17日にこの土地を取得している。）に居住していたとされ、その勤務先は大阪高麗橋4丁目6番地ともいわれている。ゲオルグ・フリードリヒ・ヘルマン・ハイトケンパー（Georg Friedrich Hermann Heidkämper；1843～1900年）は、プロイセン王国ビュッケブルク（Bückerburg）出身の靴職人で、紀州藩のお雇い外国人として来日し、革靴製造の指導に携わった。1871年5月、紀州藩で革製の軍靴の製造法を教えるため、契約が切れたあとも日本に残り、1875年に大阪へ移り、1876年から藤田組で製靴を指導し、1882年に大倉組に移籍して財をなし、川口外国人居留地の参事会に名を連ねたほどであったという。1900年に日本で死去。ハイトケンパーは、神戸市立外国人墓地に埋葬されている。

絡されたが、それは、知事の報告の際の通訳として協力を依頼するためであった。しかし、大阪の知事である渡辺昇は、紛争を鎮めるのは警察の問題だとして姿を現さなかった。それが、後の騒動をもたらすことになった。しかし、外から見ていたところでは、警察官は、そのうちハインリヒ王子の身元を確認したのか、神戸への最終列車の出発までの時間ハイトケンパーの自宅で過ごすことができた。23時頃、狩猟一行は、神戸の彼らのホテルに帰った。

ヴィピッヒの説明の問題点は、事実の認定にではなく、むしろ、彼の日本における当時の「規範状態」の認識にある。ヴィピッヒは、日本法の規範的妥当については、日独の条約（1869年「独逸北部連邦条約」）のみを基準にしている。したがって、ヴィピッヒにとっては、狩猟が大阪周辺25マイル内に止まった狩猟であれば、適法、それに違反すれば違法という判断のみが基準である。後に言及するように、日本法である明治9年1月4日の「内務省達」として発せられた「外国人銃猟約定書及免許取扱条例」は、外国人には全く法的効力のないものとみなされている。問題は、条約の「解釈」は、その成立後の当該外国との交渉によって、変わることがあり、この内務省達の発せられるまでの実務的交渉によって、日本法の外国人に対する規範妥当に関する「解釈」が当初とは変化していないのかどうかである。

3. パンツァーの叙述

ヴィピッヒの研究後に書かれた日独（奥）関係史家による叙述は、日本文献も踏まえてほぼ客観的に書かれている³⁶⁾。

↘る（谷口利一『使徒たちよ眠れ・神戸外国人墓地物語』（1986年）133頁参照）。なお、ハイトケンパーの三男一女の子供達のうちの一人、エルンスト・ハイトケンパー（日本名・藤並賢吉）だけが、その後も日本に残り、紀州徳川家の侍医藤並大監の次女であった母「時」の実家の川口で育てられ、同志社大学卒業後、バージニア大学入学。その後日本に帰国した。1939年5月30日の読売新聞朝刊では、「日独結晶の一老人一父の親戚探して下さい」という記事が載っている。ドイツの新聞記者一行が東京に来たとき、「父のゆかりの人を探す」妻子にも死別した「天涯孤独」の老人として紹介されている。

36) Panzer, Prinz Heinrich und der Ferne Osten, in: (Hrsg.) Hering/Schmidt, ↗

「ハインリヒ王子の遊獵一行は、二人の海軍将校（一人はハインリヒの提督、ゼッケンドルフ）と一人のドイツ人、大阪に居住する商人とから成っていた。何人かの日本人の荷物運びと勢子が一緒だった。それは、『プリンツ・アダルベルト号』が停泊する神戸から出発する狩のための遠出であった。豊富な野鳥の捕獲が望めるその地帯は、まだかろうじて境界を定められた保護地域の中にあつた。境界違反が問題ではなかつたし、耕作地の上を駆け抜けるかどうかも問題ではなかつた。ただ、武器を持ち、狩人にとっては遊獵のための銃を持っていることが問題であつた。吹田では、局地的な猟の禁止がなされていたが、違反もあつた。それが複雑な事態となつたのは、監視員が現れてからのことである。それは、言葉の上の意思疎通の困難から始まり、免状の提示を望まなかつたことに終わるものであつた。つまり、ハインリヒ王子は、お忍びだったのである。村の住民が、それを知っていたなら、王子にひれ伏していたであろう。何世代にも渡って彼ら自身の領主にそうしてきたように。しかし、双方のジェスチャーによる会話ではそうならなかつた。日本の官庁がまさにそうであつたのだが、遊獵一行は、身分証明を拒否したために逮捕され、高位の役所に連行されたのである。それによって、戦闘開始となつた。ドイツ側のベルリンへの報告書の台詞では次のように書かれている。「府庁では、重い鉄格子の扉が閉められ、殿下は、低階級の日本人達の仲間に交じって入れられた。」「双方の(不)必要な誇りが、事件を、実際、大阪府知事から東京の外務卿と宮廷にまで及ぶ、あらゆる機関が巻き込まれるような事件にまで大きくしたのである」。

上の引用部分について一言すれば、まず、銃を携行していたこと自体が問題ではなく、禁漁区域内で発砲したことが問題なのである。たしかに村民が「お忍びのドイツ皇孫」だと知っていたなら事情は変わっていたともいえる。しかし、その態度によっては（もし傲慢な態度をとっていたなら）、事は変わらなかつたかもしれない。後に検討する日本側の記録によれば、警察官は、「逮捕」しようとはせず、あくまで身元を確かめようとしているのであり、府庁へも「連

↘aa.O., S. 92. パンツァー名誉教授は、もともとオーストリア出身であり、ウィーン大学で博士号取得、のちにボン大学日本文化研究所教授・所長を務められた。著書に『日本オーストリア関係史』（竹内精一・芹沢ユリア訳）（1984年）創造社がある。

行された」のではなく、一行が抗議のために行くと言い出したのに応じて警官は伴ったのである。重い鉄格子の扉の部屋に低階級の日本人と一緒に「閉じ込められた」のではなく、待合室で普通のドイツ人も日本人も同等に扱われ、そのような部屋で待たざるを得なかったのである。現に、プロイセンの王子かも知れないと分かってからは、ハイトケンパーの家に行くことは構いなしとされている。

4. 日本側の記録

(a) 明治13年2月16日大阪府一等警部・大日向清緝の報告書

2月16日の渡辺昇知事より井上馨外務卿に宛てた「独逸皇孫吹田村遊獵之際に於ける事件関係書類上達の件」と題する報告書の中の2月16日の付属書「大日向警部上申書」³⁷⁾では、分かりやすく書き下すと、以下のように記述されている³⁸⁾。

大阪府下島下郡七つ尾村平民である、井田元吉は、魚鳥猟を営業する者で、島下小路村釈迦ヶ池を、同村東村吉志部七つ尾村等、五ヶ村の共有としていたが、元吉が請負って、魚鳥捕猟に従事し、かねて認可を経て、その地の周囲に縄張りをし、銃猟制札を、池の中および大角佐井寺道字地徳寺吉志部神社馬場等に建設し、組合の者より日々張り番に来ていたところ、本月7日、元吉が当番で、正午12時頃から同池の傍らの番小屋に小児を召し連れ、来ていた折から、午後3時頃、池中の水鳥が驚いて飛び立ったので、四方見回したところ、池の北の方から何人であるかは分からなかったが、男4名が、手に竹木を振り回し、また瓦礫等を池の中に投じ、群衆の水鳥を狩り立ていたので、その池の前築までやって来て、みだりに縄張り内へ立ち入って狩り立てていた件について、その

37) 日本外交文書デジタルアーカイブ(第13巻)明治13年(1880年)(事項5「独逸国皇孫殿下大阪府下吹田村ニ遊獵ノ際巡査等不敬一件」)358頁以下参照。(以下、当時の文章の引用は、読みやすくするため、片仮名ではなく、仮名で、また、副詞などの漢字を仮名に、または現代用語に替え、あるいは現代風に書き直して引用した。)

38) なお、当時の新聞記事においてこの事件がどのように報じられたかについては、内山・前掲論文・法学研究51巻5号32頁以下参照。

1880年プロイセン皇孫ハインリヒ吹田遊獵事件



現在の釈迦が池（南東から名神を臨む）（筆者撮影）



紫金山・吉志部神社（2008年焼失後、再建）
（筆者撮影）

焼失前の写真は、山中『論考大津事件』（1994年）3頁参照

趣旨を守らず、制札の旨を、心得るべきであるという旨を申し聞いたところ、「何、己れ、馬鹿ぬかすな。これから池の南の方を狩り立ててやる。」等申し聞いたので、そのようなことをしてもらってはならないと、制止したとき、村方の者が見えたので、「皆来られよ。」と疾呼したところ、右4名のうち、大目長身の男が、元吉の髪を掴み、拳をもって3、4回、打擲した折柄、痘痕の男外2名も馳せ参じて、各々、木棒をもって打擲した際、小路村田畑奈良吉その外2、3名が駆け付けただけでも、元吉は打擲を受けた末、帯を解かれ、咽喉を縛られたのであったが、この時、奈良吉は、その様子を目撃して現場にやって来た4名に陳謝し、縛帯を解き貰ったけれども、なお元吉を拘引し、佐井寺道字三本松池の端に召し連れられた折柄、字辻ヶ内という鳥獵制禁立て札の地で外国人4名が頻りに発砲するのを認めたが、制止する暇はなく、前述の元吉が、内国人に拘引されているのに付き添って、外国人のもとへまかり越したところ、外国人が何か私語したことによって、元吉を手放したけれども、元吉は、打擲のあまり束縛されたのを遺憾として、直ちに内国人を追跡し、片山村字、天道踏切場の傍らに赴いたところ、小路村の植田松蔵、東村の横山太平の両人は、すでにその件を（両人は共同作業中の者だったので、その有様を見るやいなや、）吹田交番所へ告訴したので、三等巡査、岡竹直定、山本蔵の、2名が直ちに出張して、その場所で、元吉は、巡査の出張を見受け、気力を得て、内国人のうち、先に打擲した1名の袖を捉えたところ、外国人4名のうち、メガネをかけた壮年の男が、指頭をもって元吉の鼻を爪はじきせたことによって、や

むを得ず、睨みかえしたところ、なお重ねて、靴をもって左尻を蹴られ、負傷したことにより、一時、苦痛のあまり、その場に倒れたところ、巡査が、その外国人の姓名を尋ねたが、答弁せずに、ただ、銃猟免許を示したのではあるが、その者の手から、それを渡さなかったので、もとより姓名を知ることはできず、内国人の姓名を尋ねたが、右外国人が手を掴んで、巡査を押しつけ、吹田停車場へ立ち至ったことにより、巡査は、やむを得ず追跡し、例規により、外人の旅館を突き止めるほかに手段がないと考えて、その場（停車場＝吹田駅）³⁹⁾へとやって来て、駅長に向って、紛紜の次第につき、外国人はともあれ、内国人への切符の売渡しは見合わせてくれるように依頼したところ、同局の規則において、難しく、「断る。」との返事の答弁があったので、それではと、外国人と同じく乗車切符を買い求め乗車したのであるが、聞くところによれば、外国人達の召し連れた犬を乗せるについては、鉄道局の規則によれば、本人の姓名を記すのを「法」であるとしているということから、彼が姓名を尋ねたが、答えなかった。この応接中に、おおい時間遅れてきているなかで、すでに乗車をしていた外国人等がにわかに下車し、切符を返却して陸行したので、巡査もまた同じく陸行し、岡竹直定は、直ちに追跡し、山本蔵は、一応、交番所に引き上げ、菅原（大阪・天満）警察署に照会するため、および茨木警察署へも報告するため、その場を立ち去り、吹田交番所

39) 当時は、現在の JR 吹田駅から西へ200メートルの線路の北側に駅があった。国鉄京都線は、明治7年に大阪―神戸間が開通し、明治9年7月には、大阪―向日町間が開通した。東海道全線が開通したのは、明治22年7月1日である。はじめのころ、1日に上下4本であったが、明治8年4月2日から夜間増便を入れて1日10往復になったという（田井玲子『外国人居留地と神戸』（2013年）153頁参照）。「吹田ステーション」は、明治9年8月9日、吹田村、西北字城が脇に開設された。明治40年に北側から南側に移設、大正13（1924）年に東へ200メートルの位置に新駅舎が建設されたのが、1979年8月に新築された現在の駅舎の前の駅舎である。田の真ん中につけられていた道路に、道路に商店が立ち始めた。今の旭通りへ発展していった。吹田村から「吹田渡し」を通過して大阪市内へ8キロ、1時間30分かかったのに、開通後は20分たらずで大阪駅に着くようになったという。しかし、この事件の当時は、明治9年に従来の渡船場に「高浜橋」を架橋、明治11（1878）年、オランダ人技師（ヨハネス・デ・レーケ（＝イ・デレーキ））神崎川の分流工事が行われ、同年7月に工事は完成し、この工事の竣工とともに現在の府道の位置に変更されたという（巨館『吹田志稿』（1976年）384頁参照）。デ・レーケは、明治6年（1873年）に、オランダから、土木技術者として招かれ、測量・改修工事を行った。

詰の二等巡査、河野常見は、山本蔵よりその景況を伝聞し、菅原警察署に照会しようとして、同署に飛行し、岡竹直定は、追跡中、西成郡薬師堂村（現在の西中島辺り）にて外国人および付属人とも一同（人力車に）乗車したので、定直も、同じく、人力車を雇い、まかり越すなか、天神橋筋四丁目において、報告によって出張していた菅原警察署助務二等巡査の一ノ宮真典、河野常見等、夜中に無燈の人力車に出会ったことによって、真典等は、何人であるかを知らずに、車夫に点灯を命じたが、車夫は停車するや、外国人1名下車し、もって初めて、接続の車もみな照会のあった外国人であると分かって、内外国人の国名姓名を尋問したが答えなかったので、同署三等巡査、野呂県太郎が、手帳を差し出し、姓名を記載してくれるように、示したところ、一人の外国人がその姓名を記載したので、なお、その他の姓名も聞くことが必要であったが、答弁を得ることはなかったのみならず、野呂県太郎、河野の、静かな心を衝き動かし、ややもすれば暴挙に及ぶべき状景もあり、または随行の日本人に姓名を問ったのではあるが、ただ日本人は、姓名を申告する必要はないとの一言にとどまり、多くを話すことはできなかった折柄、さきに手帳に記載した外国人が「皆々県庁＝ミナミナケンチョウ」（大阪府庁）⁴⁰へとのみ答えて、その手を引き（早く行こうと）強く誘ったので、その際にも、姓名等を尋問したが、前に述べたごとく、強く拒んだので、多人数がいる必要もないだろうと思い、その他の者は署に帰えらせた。一ノ宮真典、河野常見、岡竹直定、の3名を随行させて出庁したところ、常見の判任官、藤井秀雄等ほか、新美正巳に、とりあえず接応させているあいだに抑えさせ、右巡査3名にどうであったかという次第を相尋したので、島下郡小路村、銃獵禁制の場所で発砲し、その上、番人に負傷させた旨を答えたところ、右等の事件は、すべて警察担当の事案であると知ったのであるが、通訳もおらず、応接しかねて、傍ら電話⁴¹をもって警察本署へ通信したところ、九等警部の藤井雅太、雇の通訳佐久間緑が、直ちに出庁し、河野常見、岡竹直定から、供述を聞くと、いずれとも人民の告訴により、遊獵一行の内国人追跡の途中であって、外国人に出会ったことであって、委曲の事情を尽くさなかったけれども、内外人と

40) 大阪府庁は、西町奉行所から、明治7（1874）年7月に木津川べりの江之子島に移った。

41) 電話は、アメリカにおいて1876年に発明されたが、この時代、日本では、試作機は作られていたが、1890年に初めて東京・横浜間で試験的のサービスが開始されたので、1880年当時は、電信が用いられていたと思われる。

も、島下郡小路村において銃猟制禁を犯し、その村人民に対し暴挙したとの旨は、だいたいの事情が分かり、佐久間緑をもって、右外国人に面談させたところ、ドイツ人であって、言語は分からなかったが、(その言わんとするところは)右巡査は、外国人の通行を遮ったのみならず、あまつさえ、府庁へ拘引したという趣旨であった。しかるに、右巡査(ら)の言によれば、外国人において不都合があつて、わが国の巡査が追跡したのを、途中からは同行すべき旨を、貴下(ドイツ人)等より誘引したものと承知していると述べたところ、彼らは、長官に面会したいという。雅太がいうには、「目下、閉庁後であつて、もし巡査に不都合あれば、われわれが、巡査を支配しているものであるから、取り糺すべききものである。貴下は、何故出庁したのか、かつ姓名はいかん。」と尋ねたが、一つも応答を得ることはなかった。折から、当直の藤井秀雄が、次の間から雅太を呼んだので、しばらく席を移したところ、いま、居留地のドイツ人ハイトケンペール氏が来庁し、同人の言語は、確かには分からなかったが、同国の貴顕(高貴な人物)であるかに申し述べたといった間に、雅太においても、貴顕であると推察し、なお、一応のため、姓名を尋問したところ、4名のうち、二人だけ猟銃免許を差し出したので、その姓名を佐久間緑に点検のため手渡し、雅太にも、貴顕の人であるから不都合を生じては、済まなくなるから、二人だけの姓名ではあるが、それはすでに分かったので、紛争の次第は、追つて分かるだろうからと考えて、その旨申し向け、帰館させてはどうかと申し入れたところ、しばらく考案している様子であつたが、そうであれば引き取るべしとのことで、直ちに退庁となつたのは、午後9時前であつた。それから藤井雅太は、課長宅に連絡しておいて、吹田村へ出張し、実地の取調べに着手したということで、出庁の際にドイツ国、貴顕の方とは推察はしたけれども、もとより皇孫であるとは心得ず、その結果、その者からも皇孫であるということは一言も聞いていなかったもので、一般外国人と同様の取扱いをした次第であつて、別紙略図を添え、当時警察上、取扱いの概況を申し上げるものである。

(b) 明治13年2月10日の朝日新聞(第309号)の記事

内山正熊氏の引用していない「朝日新聞」の記事から事件に関する記述を紹介しておこう。

「独乙人某(それ)が府下吹田村へ遊猟に来たり。人民と大悶着を生じたる

始末を聞くに、去る7日それは同国人2名日本人3名を連れて三挺の獵銃を肩にし、三(の)宮停車場より汽車に乗り吹田にて車を下り、近所の鳥を探して行くうち日本人二人は、いつか道に迷って連れを見失い、逢う人に尋ぬるに、西洋人は池の方へ行きたりとのことにて、字吹田大池へ行きければ池に居る鳥は人影を見て忽ち驚き、数百羽一度に飛び去りけるを近傍に居たる農夫が見付け、この池は殺生禁制の場所なるを、裂するとは不埒なり、縛せよ、打てよと手に手に物を携え来たりすでに打たんとするところへかの西洋人が一行走せ来たり、何事たるか静かにせよと云えど、双方言語通ぜず、いよいよ争い激しくなり、洋人は銃を向けて威せしに、人民も大いに恐れて逃げ去り、茨木警察署、吹田交番所へ、斯くと訴え出し、そのまま二等巡査河野常見、三等巡査岡竹直定の兩人、合乗り人力に先曳をつけて現場へ至る道すから西洋人を逃がしては一大事なりとて、道端の人力車夫に外国人がもし来たり、乗車を乞うも、乗車を許すなと厳に云い付けて現場に至りければ、はや西洋人は影も見ずなりたり、かの西洋人は神戸へ帰らんとて人力を雇うに、かの巡査より西洋人に乗車を許すことを禁じてあれば、車夫一人も応ずる者なく、かく聞くにより洋人は大いに怒り、ぜひ知事に逢うて談判せんと、漸く人力を雇うて当地へ来たりたるは、午後6時過ぎにて、居留地同国人ケンベル氏の館にていろいろ掛け合いとなり、本田警察署大隅十等警部にも出張あり、電話機にて藤井警部訳官佐久間氏が早速来合せありて談判済し者か、9時の汽車にて西洋人一行は神戸に帰りたるが、ケンベル氏その他の同国人が彼の某を尊敬する有様を見れば、皇孫にてはあらざりしか、この事についてはなお聞き込みもあれば次号において詳しく記載せん」。

5. ドイツ人一行と所業の詳細

(a) ハインリヒ一行のメンバー

日本側の資料からは、ハインリヒ一行の名前等は、不詳のままである。これについては、① 皇孫ハインリヒ (Prinz Heinrich von Preußen <1862-1929>)、② 提督(侍補)のフライヘア・フォン・ゼッケンドルフ、③ フォン・デブシツ (von Debschitz) 海軍大尉、④ 神戸に住むドイツ人の商人クラインヴェルト

(Kleinwerth) の4名のドイツ人と、日本人の通訳2名(人足?)と勢子4名である。ゼッケンドルフ (Albert Evan Edwin Reinhold Freiherr von Seckendorff (1849-1921)) は、ハインリヒの侍補 (Hofmarschal) であった。デプシッツとクラインヴェルトについては、詳しいことは分からない。なお、随行の日本人としては、神戸で二人の鞆を運ぶ人足を雇っているとされ、あるいは、車夫ないし英語を話す日本人2名という記述もあり、通訳2名を雇ったという記述、さらには、大阪で獲物を狩り立てるために必要な四人ないし2名の勢子を雇ったという記述もあるが、日本側の記録によれば日本人の同行者は、人足計6名である⁴²⁾。

(b) 遠出の目的=鴨猟

さて、ハインリヒ一行の遊猟が、「鴨」を目当てにしたものであったことはいうまでもない。ドイツの複数の著書が記すように「鶏」であったなら、ハインリヒは、狩猟と称して「鶏」を狩っていたことになり、「鶏猟」は、皇孫にとっては家で飼うのが一般的な獲物を狩りと称して行うのであるから、侮辱的なことではないかと思われる。当時の著者にも、皇孫が鶏猟に出かけるわけではないことは承知であっただろうから、これは、「狩猟」ではないという言い訳のためか、日本では鶏猟が一般に行われていたと解しているのか、ないしそれで代用していたのか、あるいは鴨を狙っていたが、実際には「鶏」を捕獲したにすぎなかったのかというかくらいしか誤解(曲解)の理由は思い当たらない。

当時、鴨猟は、居留地に滞在する外国人の数少ないホビーであった。しかも大阪には鴨の生息池がたくさんあった。ハロルド・ウィリアムズの「日本における外国人居留地の物語」によると、「狩猟に関心をもっていた外国人達は、たいていは居留地の近郊に未開地をもっていた。多くの野生の鴨が今日大阪駅の周りの沼沢地で生息していた」⁴³⁾ という。吹田村の釈迦が池については、

42) 前掲日本外交文書(第13巻)365頁で、「人足六名に至るまで、我が国法律に抵触したる挙動無きのことをここに証明す」という2月14日付の渡辺昇の文書が記録されている。

43) *Harold S. Williams, Tales of the Foreign Settlements in Japan, 1958, S. 96.*

「古くから3, 4万羽を超える鴨, 雁が遠いシベリア・カムチャッカから渡来する鴨池として名高く, 毎年彼岸から春の彼岸まで水鳥が群衆し, 初夏にはまったく飛び去った所として知られている⁴⁴⁾」。また, 「毎年, 釈迦が池に来る旅鳥は, 真鴨・アジ鴨(学名=巴鴨)・小鴨・雁で, おしどり・ぐち・ひどり・さき鴨なども交っていた⁴⁵⁾」という。

(c) 事件の真相

(i) 行為事情と行爲 この事件におけるハインリヒ一行と村人の紛争について, 大日向の報告書と併せて詳しいのは, 藤田弘道「ドイツ皇孫『釈迦が池』遊獵事件」⁴⁶⁾である。以下では, 主としてこの二つの文献によって事件の概略を再現する。

釈迦が池の鴨場は, いくつもあったが, 吉志部神社の真上が「村場」と呼ばれた狩場である。鴨撃ちの現場は, この「大きな根上り松のある村場」⁴⁷⁾であった。

まず, 午後3時頃⁴⁸⁾, 男4名が, 手に竹木を振り回し, また瓦礫等を池の中に投げ, 群衆の水鳥を狩り立っていた。これを最初に目撃したのは, 小路村の田畑(田島)奈良吉であった。4名は, 奈良吉に水鳥のいる方向に行かないでほしいと頼んだのを無視して池に向かって山(柴金山)を下りていた。それを見

44) 池田半兵衛「赤ひげと鴨池—実説・独皇孫殿下銃獵事件」『すきやねん史『すいた・千里』』(1987年)44頁参照。

45) 池田半兵衛「『赤ひげ』と吹田鴨池—真説独皇孫銃獵事件」大阪春秋17号(1978年)143頁, 同・前掲48頁以下参照。「赤ひげ」は西洋人一般を指すが, 朝野新聞2月9日号の「雑録」に「赤髯の生意気」と題して「髯は赤きが故に貴からず」と書き始め, 「三文の値打ちもなき野蛮流の人物の有るは」と, 本件を念頭に揶揄している(内山・前掲法学研究51巻5号36頁参照)。

46) 藤田弘道「ドイツ皇孫『釈迦が池』遊獵事件」吹田の歴史 No. 7・41頁以下。

47) 池田・前掲大阪春秋17号143頁。

48) 大坂新報明治13年2月11日号は, 「午後5時頃, 洋人3名銃を手にし」とあるが, 間違いである。さらに警察官と洋人との「問答数十分」とあるが, これでは, 吹田釈迦が池ですでに6時を過ぎてしまう。その記事は, 多くの誇張が見られる。独逸皇孫は直ちに神戸に帰り「当時8番館に滞留し」とあるが, 「8番館滞留」は他よりも詳しい。

て田畑が中見張所に駆けつけたところ、東村の西浦権七がすでに来ていた。これより先に水鳥の飛び去る音を聞いたのが、東村の井田元吉と横山太平であった。井田元吉は、見張り当番で、息子を連れて池の端の番小屋に詰めていた。元吉は、四人の男に制札の旨を、心得るべきであると説明したが、聞かず、さらに狩り立てようとしたので、制止した。そのとき、他の村人に声をかけたところ、右4名のうち、「大目長身の男」が、井田元吉(37歳)の髪を掴み、拳をもって3、4回、打擲した際、痘痕の男外二名も馳せ参じて、各々、「木棒をもって打擲した際、元吉は打擲を受けた末、帯を解かれ、咽喉を縛られたのであった」。そのとき奈良吉、西浦、横山の3名と小路村の植田松蔵が駆け付けた。止めに入った奈良吉、植田、横山が2、3回殴られた。駆け付けたうちの一人、田畑奈良吉は解放されたが、なお元吉は拘引され、鳥猟制禁立札の地で外国人4名が頻りに発砲するのを認めた。奈良吉は、それを制止する暇はなく、元吉が、内国人に拘引されているのに付き添って、外国人のもとに来たところ、元吉を手放したけれども、元吉は、直ちに内国人を追跡したところ、2名の村人(植田と横山)がすでにその件を吹田交番所へ告訴したので、2名の巡査が直に出かけて来た。帯を解いたのち、男たちがなおも元吉を引きずっていこうとした。元吉が、佐井寺道の三本松池の端まで来たとき、皇孫一行が、禁猟制札の場所である小路村の辻が内で盛んに銃を撃って猟をしているのを目撃した。男たちは、元吉を外国人達のところに連れて行ったが、その中の一人から何か言われたとき、すぐに解放した⁴⁹⁾。元吉は、一行の跡を追い、片山村の「天道鉄道踏切場」の近くまでやって来たとき、植田と田畑が二人の巡査を伴って引き返してきたのに出会った。巡査は、元吉に暴行したのが誰かと尋ねたところ、4名の男を指したので、質問したが、何一つ答えず、足を速めて駆けだした。元吉が、内国人のうち、先に打擲した1名の袖を捉えたところ、外国人4名のうち、「メガネをかけた壮年の男」(クラインヴェルト)が、指頭をもって元吉の鼻を爪はじかせたことによって、やむを得ず、睨みかえしたところ、なお重ねて、靴をもって左尻を蹴られ、負傷したことにより、その場に倒

49) ここまで、藤田・前掲論文42頁以下に詳しい。

れた。これについては、医師・塩見栄次郎による元吉の「診断書」が残されている⁵⁰⁾。それによれば、元吉は、顔頂やや左、右肘、背骨第2椎、左後股上臀部の4ヶ所を負傷し、「全身微痛」を覚えているが、「傷所は稀薄」であって、「10日間の施療」で「全癒」可能なものであった。ただし、この傷がすべてクラインヴェルトの暴行に起因するものかどうかは不明である。先の日本人の勢子達の暴行によるものもありうることを排除できない⁵¹⁾。

これをまとめると、元吉は、狩猟を禁止した地域で、鳥を狩り立てる日本人に注意をしたところ、(1) ハインリヒ一行に雇われた四人の日本人の男らに暴行を受けたが、そのとき、(2) ドイツ人が(獲物に)発砲するのを聞いている。この時、ドイツ人一行は、この衝突には関与していない。その後、ドイツ人一行と合流し、紛争が激しくなり、ドイツ人一行も銃を構えて威嚇し、それにより村民の一部が逃げ出している。次に、一団が片山村天道鉄道踏切場付近まで移動して、(3) 2名の警察官が駆け付けた後、元吉が、先に殴られた日本人の袖を捕まえたところ、おそらくその前でクラインヴェルトが、指で元吉の鼻を爪はじき、さらに靴をもって左尻を蹴り、元吉は全治10日の傷害を負った。

(ii) 警察官による追跡

警察官のとった措置がどのようなものであったかの真相については、大阪府一等警部大日向清緝の2月16日付の報告書が、もっとも客観的で信頼できる認定であると思われる。それによると、釈迦が池の騒動の最中、二人の警察官が駆け付けて、ドイツ人の暴行をおそらく現認し、巡査達が、その外国人の姓名を尋ねたが、答弁することなく、ただ、銃猟免状を示したが、それを渡さず、したがって姓名を知ることはできなかった。そこで日本人の姓名を尋ねたが、「右外国人が手を掴んで、巡査を押しつけ」、吹田停車場までやってきた。す

50) 吹田市総務部市史編さん室(編)『郷土吹田の歴史』(1971年)170頁、ないし藤田・前掲吹田の歴史7号45頁の写真参照。

51) 現行刑法(における判例の見解)によれば、207条の「同時傷害の特例」の適用事例であって、共犯の例によるとされる事案であろう。この規定がない当時では、今日の訴訟法原則によるなら、誰の行為による傷害かが特定される必要がある。ただし、クラインヴェルトの左尻の蹴りによる元吉の傷は、立証可能かも知れない。

で一行が停車場に着く前に下りの汽車が入ってきた。吹田駅では、日本人の乗車を止めようとしたが、駅側に断られたけれども、外国人達の連れた犬を乗せるには、鉄道局の規則によれば、本人の姓名を記すのが「法」であったので、姓名を尋ねたが、答えなかった⁵²⁾。このやりとりの最中に、出発時間が近づき、「すでに乗車をしていた外国人等がにわかに入車し、切符を返却して陸行した」ので、巡査がこれを追尾した。当時の列車の運行は、「1日10本」であったので、おそらく、釈迦が池の騒動の開始が3時であって、その後、騒動が終わり、釈迦が池から吹田駅までは直線距離で2.5キロ弱あり、しかも直線では行けず、速や足でも30分は要するので、吹田駅まで到達するのが、おそらく4時頃と推測され、その途上でのトラブルや吹田駅での足止めの時間を考慮すると、午後4時頃から遅くとも4時半頃までの出発であったと推測される。このことは、府庁に到達したのが6時過ぎ（藤田・前掲44頁によると、6時半）であり、吹田・大阪間、1時間30分から2時間を要したとの記述、さらに大阪駅から府庁までも30分以上かかったと思われることから根拠づけられる。吹田駅からは南下し、おそらく神崎川に架かった「高浜橋」を渡り、西に向かい、その後、西成郡薬師堂村（現在の西中島辺り）で人力車を見つけ、それに乗り、大阪府庁に向かっている。その追跡中、天神橋4丁目付近でもはや夕闇が迫っていたので、警察官は、人力車に明かりをつけるよう指示し、日本人に姓名を訪ねたが、姓名を申告する必要はないとの一言にとどまり、ドイツ人の一人が、その日本人の手を引っ張り、「ミナミナケンチョウ」と急かせた⁵³⁾。これにより警察官も府庁まで同行した。府庁に到達したときすでに6時過ぎであった。ルートは、西中島を通して天神橋4丁目を通っているところから、現在の長柄橋⁵⁴⁾の近くを通っていると推測されるが、長柄に橋が復活して架けられたの

52) この下りは、藤田・前掲論文（吹田の歴史7号44頁）でも触れられている。

53) この発言も、日本語で述べているので、神戸に居住する商人クラインヴェルトによるものと思われる。兵庫県庁を知っていたので、「府庁」を県庁と言ったものと推測される。

54) 古代、和歌に詠まれた長柄橋が作られたのは、『日本後記』の嵯峨天皇条の時代（弘仁3年〈812年〉）であった。現在の長柄橋の前の2代目の橋は、1936（昭和7

は、明治6年で、現在の橋とほぼ同じ位置に「豊崎橋」が作られているので、それを渡ったものと推測される。ハイトケンパーが呼ばれ、ドイツ皇孫一行であるとわかり、失礼があってはならないと府庁より引き取ってもらったのが、8時過ぎで、その後、ハイトケンパーの家でしばらく休憩し、9時頃、梅田停車場より神戸に帰った。

この警察官の対応は、禁猟を犯した外国人一行に何とか姓名を言わせようとする目的で行われている。おそらく「微行」ゆえに姓名を名乗らず、提示を求めた狩猟免許を手渡すこともなかったのも、メモもできず、追跡することにして、府庁にまで至った。当時の新聞も、独逸皇孫一行であることを知らなかったがゆえの「敬礼を失する」警察官等の行動であり、「有心故造」ではなく「過失」だったのであり、「白竜も魚服すれば漁夫の侮りを受く」との比喩を用いて、「微行」であったが故に外形からは皇孫一行と知る由もなかったとして、警察官等の懲戒処分を訴えている⁵⁵⁾。この警察官の対応が「適法」であったかどうか、また、「不敬」であったのかどうかについては、後の検討課題である。

Ⅲ. ハインリヒの日本滞在とその生涯

1. ハインリヒの誕生から学校時代

ハインリヒは、1862年8月14日に、ポツダムの新しい城で、プロイセンのフリートリヒ＝ヴィルヘルム皇太子（1888年の即位後のフリートリヒ3世）と皇太子妃ヴィクトリア（Victoria von Großbritannien und Irland (1840-1901)）の三番目の子として生まれた。その2年前には、王女シャルロッテが、1859年には、皇太孫ヴィルヘルムが出生していた。ハインリヒの母、22歳になる皇太子妃は、イギリスのヴィクトリア女王（1819～1901年）の娘であった⁵⁶⁾。家庭内の王子た

↘11) 年に、初代の橋は、1909（明治42）年に完成した。

55) 明治13年2月25日朝野新聞。

56) ヴィクトリアについては、vgl. Karin Feuerstein-Praßer, Die deutschen Kaiserinnen 1871-1918, 2. Aufl., 2012, Piper, S. 107 ff.

ちの教育については、プロイセン式とヴィクトリアの自由なイギリス式の相克があったという。1874年には、ヴィルヘルムとハインリヒは、ヴィクトリアの方針で、カッセルの公立学校に送られた。ただし、母親の厳しい教育方針のせいで、二人の息子と母親の関係は、よくなかったという⁵⁷⁾。ヴィルヘルムが、卒業してポンの大学に進学したとき、1877年には、ハインリヒは、帝国海軍に入ることになった。

2. 海軍士官候補生としてのハインリヒ

14歳の王子は、実業学校を終了し、その年の4月21日に帝国海軍(Kaiserliche Marine)で海軍見習士官候補生である海軍少尉として軍務に就いたのである。プロイセンは、もともと海軍を持たなかったが、陸軍に比べて創設まだ間もない帝国海軍の育成にとっては、次期の皇帝の第二子を海軍の将校として教育することは、この時期、ドイツ帝国の軍指導部により後位に位置する戦力と考えられていた帝国海軍の評価の引き上げることに関わると考えられたのである⁵⁸⁾。

1878年10月6日には、国王ヴィルヘルム2世の命により、16歳の「船乗り王子」は、キール港から、教育の目的でコルベット艦(3本マスト帆船型軍艦)「プリンツ・アダルベルト号」⁵⁹⁾でのほぼ2年に及ぶ世界旅行へと出航した⁶⁰⁾。ハインリヒを派遣した皇帝たる祖父の目的は、王子に経験を積ませるとともに、海軍のシンボリック的存在を生み出そうとするところにあった。プリンツ・アダルベルト号は、34人の海軍士官候補生を含め、463人の乗組員と2名の医師と1名の牧師を乗せていた⁶¹⁾。船長は、マクレーン(Mac Lean)、第1

57) Karin Feuerstein-Praßer, a.a.O., S. 179 ff.

58) Jan Markus Witt, Prinz Heinrich von Preußen als Marineoffizier, in: (Hrsg.) Hering/ Schmidt, Prinz Heinrich von Preussen, 2013, S. 34.

59) 1877年にシュテティンで建造された帆船。34人の海軍士官候補生を含め、463人の乗員と二人の医師と一人の神父が乗船していた(Mirbach, a.a.O., S. 72.)。

60) 帰国したのは、1880年10月16日であった。

61) そのほかに報道関係者、挿絵師などの非軍人も乗船していた(Mirbach, a.a.O., S. 73.)。

コルベット艦船長 (Korvettenkapitän) にケスター (Hans Köster), 海軍大尉ゼッケンドルフが提督であった。この航海は、南米とフエゴ島の間のマゼラン海峡を通過して、ウルグアイ、チリ、ハワイ、日本、中国、ケープタウンを回ってドイツに帰るといったものであった。実際、プリンツ・アダルベルト号は、北海、アトランティックを通過して、南に向かって進路をとり、マデリアを経て南アメリカに向かい、モンテビデオ (ウルグアイ) で、暫時停泊した後、パタゴニアを通り、南アメリカの西部海岸に到着し、チリとペルーで停泊した。その後、太平洋を横断したが、ハワイで短期停泊した後、日本に向かった。



S.M.S. Prinz Adalbert
(Mirbach, a.a.O., S. 72の写真より)

3. 日本寄港

横浜港到着以降、日本政府が、ハインリヒ一行をいかに鄭重にもてなし最高級の待遇をしたかについては、1879年1月16日に青木周藏在独公使から外務卿寺島宗則に宛てた書簡で、日本滞在の4月以降の皇孫の滞在について「厚遇」を依頼し、その後も歓迎儀式挙行の注意点を書き送っているなど準備を整えていることから分かる⁶²⁾。内山氏は、当時の「軍部の親独熱」はじめわが国でも政治体制確立における親独主義が背景にあったとしている。この日本でのハインリヒ一行の歓待ぶりは、日本側の資料を駆使した内山論文に詳しいので、ここでは、簡単にドイツ側の文献にもとづく一行の滞りの様子を略述するにとどめる。

ハワイからの何週間かの航海の後、1879年5月23日にプリンツ・アダルベルト号は、横浜港に入港した。それは、乗組員にとってまったく新しい世界であった。「すでに港では、低い、船尾が高くなった日本の平船がたむろし、陸

62) 内山・前掲法学研究51巻5号13頁参照。

路では、乗組員達は、まげを結って、草鞋を履き、また日本式マントを着てフェルト帽をかぶった住民に遭遇した⁶³⁾。プリンツ・ハインリヒとその一行は、5月26日に公式にプリンツ・アダルベルト号の船上で北白川親王と宮当時の阿波の大名、蜂須賀茂公⁶⁴⁾ (1846~1918年)により日本の天皇の名において歓迎された。ハインリヒの立場は、海軍士官候補生としてのそれと、ドイツ皇帝の孫としての国を代表する地位の両者であったが、ハインリヒは、天皇に謁見するのみではなく、プロイセンの最高位の勲章(黒鷲勲章)を天皇に献呈する任務を負っていた。5月28日に船を下り、東京に向かい、延遼館に宿泊した後、翌29日に皇居で儀仗隊に謁見し、その後、14日間、東京の夏の王宮・延遼館で宿泊する。当日、ハインリヒは、儀礼用の軍服に身を包み、ドイツ語の堪能な北白川親王⁶⁵⁾に伴われ、挨拶を行い、それがすべて通訳された⁶⁶⁾。これに対して、天皇は、ハインリヒに1875年に創設された「勲等賞牌」の制度により旭日大綬賞(hohe Orden der Aufgehenden Sonne)を授与した⁶⁷⁾。翌5月30日には、天皇は、返礼のため延遼館を訪れ、花瓶や絹織物などの豪華な贈り物を王子に手渡した。その後、ゼッケンドルフを御伴にハインリヒは、東京の街を見物し、寺社の見学、職人の手仕事の見学などを行った。6月4日には、当時の日本側

63) *Mirbach*, a.a.O., S. 85.

64) 蜂須賀茂昭は、徳島藩の最後の藩主。1872年(明治5年)、イギリス・オックスフォード大学に留学し、帰国後、外務省御用掛をへてフランス公使、東京府知事、貴族院議長、第2次松方内閣文相、枢密顧問官など歴任した。

65) 北白川宮能久(きたしらかわのみやよしひさ)親王(1847~1895)は、明治3年(1870年)12月プロイセンに留学。1877年(明治10年)帰国。1884年(明治17年)には陸軍少将、さらに1892年(明治25年)中将に昇進した。また、獨逸学協会の初代総裁、獨逸学協会学校設立に尽力の後、1892年4月に大日本農会の初代総裁となった。なお、留学中、ドイツにおいて1876年(明治9年)12月、ドイツの貴族の未亡人ベルタと婚約。帰国後、岩倉具視らの説得で婚約を破棄したことが話題となった。

66) 通訳には桂太郎(1848~1919)もあたったという(*Panzer/Saaler*, a.a.O., S. 24. 辻英史訳・同書49頁)。

67) Vgl. *Mirbach*, a.a.O., S. 86. なお、同書で Kunto Scholai とあるのは、「勲等賞牌」(くんとしょうはい)の誤りである。*Panzer/Saaler*, a.a.O., S. 161, 167 および当時の新聞(朝日新聞)によれば、「菊花大綬章」とされている。*Mirbach*, a.a.O., S. 86の写真は、「旭日大綬章」のものであると思われる。

の錚々たるメンバーが付き添い、新富座で歌舞伎を鑑賞している⁶⁸⁾。ドイツ居留地でも、舞踏会などさまざまな催しでハインリヒを歓迎したが、それが最高潮に達したのは、ドイツ皇帝の結婚の催しで打ち上げられた素晴らしい花火であった。その後、富士山登山なども行ったが、コレラが流行し、夏の暑さを避けるため、一行は、横浜を出航し、ウラジオストックに停泊したところ、ここでもコレラがはやり早々に日本に引き返した。「茹だるように暑い日本の夏を乗組員たちは、健康上の理由から北の水域で過ごした。北海道の港町函館から、当時未開の北の島の内陸部へも分け入った」⁶⁹⁾。その後、ロシアのウラジオストックに暫時停留したその帰りの9月の航海で、「何日間も大きな台風に遭遇したが、全員の協力と物資を動員してこれを乗り切った」⁷⁰⁾。9月17日には、プリンツ・アダルベルト号は、再び横浜に入港した。「公使のアイゼンデッヒャーと蜂須賀公を伴って王子は、9月末から10月にかけて初代徳川將軍の墓のある日光に向かった。乗組員達が迫りくる冬の前に西日本の神戸に向う前のことであった」⁷¹⁾。10月15日には、赤坂離宮において会席が設けられ、明治天皇のほか、有栖川宮、北白川親王、宮内卿徳大寺実則、岩倉具視、外務卿井上馨らが出席している⁷²⁾。このとき、ハインリヒは、先に贈られた「菊花大綬章」を身につけていた⁷³⁾。さらに、11月中旬には西日本に向かい、京都で御所を訪れ、嵐山で保津川下りを楽しみ、また、祇園、清水寺などを見物し、大津、坂本、さらに宇治にまで足を延ばしている⁷⁴⁾。12月になってプリンツ・アダルベルト号は、長崎に向かう。そして、1880年1月6日には長崎発艦、9日には、神戸港に入港する。

68) 同席したのは、有栖川、白河宮、岩倉公、伊藤公、井上公、寺島公、榎本公、野津、橋本、各国公使、鍋島、伊達、蜂須賀らである。

69) *Wippich*, a.a.O., S. 270.

70) *Wippich*, a.a.O., S. 270.

71) *Wippich*, a.a.O., S. 270.

72) Vgl. *Panzer/Saaler*, *Japanische Diplomaten und Gastgeber. Die neue Führungselite des Reiches*, in: a.a.O., S. 177 (訳・宮田奈々, 同189頁)。

73) *Panzer/Saaler*, a.a.O., S. 161.

74) Vgl. *Panzer/Saaler*, a.a.O., S. 24 f. 訳・同書50頁

なお、この事件の後、この年の4月2日には明治天皇に出国の挨拶のため宮中に赴いたが、天皇は、大阪における事件について熱心に遺憾の意を表され、いろいろあったとしても日本に良い思い出を抱いて帰られるよう願われた⁷⁵⁾。3日に井上外務卿、青木周藏駐独特命全権公使、北白川宮らの見送りを受けて5日午後4時過ぎに横浜港を出港し⁷⁶⁾、上海へ赴いた。上海に着いたのは、4月17日である。

4. ハインリヒの出自と生涯

日本では、ハインリヒ王子については、この吹田遊獵事件で郷土史家と専門家の間で知られているくらいで、ほとんど知られていない。しかし、ドイツでは、当時は大変な人気を誇り、現在でも、伝記が書かれたり、長年住んだキールで展覧会が開催される⁷⁷⁾ など、ドイツ帝国の皇室ないし海軍の歴史などで、知られるのみならず、いまだに一般にも当時ほどではなくともよく知られた存在である。ここでは、本筋から逸れるが、ハインリヒの生涯のあらましを紹介しておきたい。

ハインリヒは、ヴイルヘルム1世 (Kaiser Wilhelm I (1797-1888)) の孫として1862年8月14日に生誕した。父は、後のフリードリヒ3世 (Kaiser Friedrich III

75) *Mirbach*, aa.O., S. 90.

76) 4月9日の報告文書。独逸皇孫横浜発艦・太政類典(第4編)明治13年・第11巻・外国交際・外国贈答(国立公文書館 デジタルアーカイブ)。読売新聞明治13年4月4日号によれば、4月3日には、有栖川左大臣、両伏見宮、白川宮、井上外務卿、大山陸軍卿、榎本海軍卿、青木全権公使そのほかの方々が見送として同艦へ赴かれた。同紙4月6日号によれば、5日には「東海鎮守府の司令官林少将には日進艦に乗り組んで相州観音崎まで見送られ」、その日の「朝には吉田全権公使万御暇乞いとして同艦へ参られ」たとある。

77) たとえば、ネットによれば、2013年6月から10月まで市立博物館 (Stadtmuseum Warleberger Hof) で、プリンツ・ハインリヒ・フォン・プロイセン—海軍元帥・皇帝の弟・技術のパイオニア (Prinz Heinrich von Preußen - Großadmiral, Kaiserbruder, Technikpionier) という特別展覧会が開催されていた。そのほか、2013年のキール週間に、市立・船舶博物館 (Stadt- und Schifffahrtsmuseum) が、「熱狂的ヨットマンで市の名誉市民であるプロイセンのプリンツ・ハインリヒ (1862-1929)」に関するイベントを行っている。

(1831-1888))であり、母は、イギリスのヴィクトリア女王の娘ヴィクトリアであった。父フリードリヒ3世は、1888年に即位したが、即位99日で逝去し、その年1888年に、ハインリヒの兄ヴィルヘルム2世 (Wilhelm II (1859-1941)) が即位し、ドイツ第2帝国最後の皇帝として1918年まで在位した。

ハインリヒは、冒険王子として当時から人気があったが、「皇帝の影で輝く海軍元帥」⁷⁸⁾として、その後も、帝国海軍とともに歩んだ。1882年10月10日には、ハインリヒは、巡察将校 (Wachoffizier) として、戦艦オルガで、ゼッケンドルフとともに西インド、南アメリカに出発した。その航海の目的は三つあった。第1に、南米の静かな湾で演習をし、陸戦の演習、大砲・魚雷による演習をし、湾の深度を計測し、帆船操作の訓練をすること。第2に、様々な港でドイツの国旗を示し、そこに住むドイツ人移住者にまさかの場合には戦艦で救助することを示すこと。第3に、将校と乗組員がドイツの威勢を示し、ドイツ帝国の国威を示すことであった⁷⁹⁾。1884年10月18日には、ハインリヒは、海軍大尉に任ぜられた。キールに帰った後、キール大学に入学し、国家法学と行政法学を学んだ。その後、海軍での経歴を重ね、1887年に婚約の後、1888年5月24日にヘッセンの王女イレーネと結婚式を挙げた⁸⁰⁾。父フリードリヒが、死を前にして葬儀などによるその延期を恐れ急いで予定が決まったとされている⁸¹⁾。祖母であるイギリスのヴィクトリア女王からも祝い物が届けられたが、ハインリヒは、終生イギリスに好感を持ち続けたとされている。結婚の年の8月にキールの城に本拠を移した。1895年には海軍少将に任ぜられ、96年には第1艦隊の第2分隊長となり、戦艦「ケーニヒ・ヴィルヘルム」の旗を掲げ、同年、中国・膠州 (Kiautschou) に向かった。

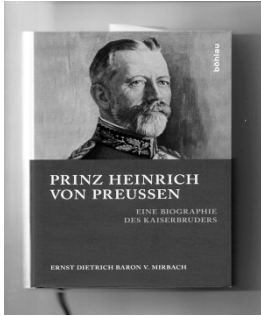
1914年夏の「キール週間」のスポーツ・イベントのためにイギリス艦隊がキールに現れ、皇帝もハインリヒも歓迎ムードに満ちていたところに、オース

78) エシェンブルグの前掲の著書の副題 (Der Großadmiral im Schatten des Kaisers) から。

79) *Mirbach*, aa.O., S. 110.

80) *Mirbach*, aa.O., S. 143 f.

81) *Mirbach*, aa.O., S. 143 f.



Mirbach, Prinz Heinrich von Preussen の表紙（筆者蔵書撮影）

トリアのフランツ・フェルディナンド大公とその王妃がサラエボで暗殺されたという一報が入り、祭りは中断されるにいたった。6月30日にイギリス艦隊はキールを出航した。8月に入ってドイツがロシアに戦線布告し、第1次世界大戦に突入した。イギリスとの戦争は、ハインリヒには考えられない出来事であった。

1914年に第1次世界大戦が勃発したとき、52歳になっていたハインリヒは、すでに（1909年に）遠洋航海船団の長の地位をホルツェンドルフ将軍に譲っていた。海軍における適当な地位がなかったため、皇帝は、ハインリヒのためにバルト海総司令官の地位を創設して与えようとした。これには異論もあったが、同年7月30日にキールを本拠とするその地位に就き、1918年1月24日までその地にあった。1919年になって、ドイツの戦局は悪化し、国内では、ワイマール憲法が公布された。11月9日には、当時の宰相（バーデン大公であった）マキシミリアン（Prinz Maximilian Alexander Friedrich Wilhelm von Baden, 1867～1929年）によって、ヴィルヘルム2世がドイツ皇帝位・プロイセン王位からの退位が宣言され、「ドイツ共和国成立の宣言」がなされた。ベルリンからベルギーのスパに大本営を移していたヴィルヘルム2世は、11月10日早朝にはオランダに亡命した。

ハインリヒは、最終的には、帝国海軍に41年間所属し、その少年時代から世界航海によって冒険王子であり、冒険に同行した挿絵師の報告連載が王子の人気を高め、その子供向けに書かれた物語によって「船乗り王子」（Matrosenprinz）ないし「王子提督」（Prinz Admirals）として親しまれ、まさに「国民的統合の象徴」（Symbol nationaler Einheit）であった⁸²⁾が、もとより、海外にもドイツ海

82) Miriam Schneider, „Auf der Kommando-Brückesteht der Zollern-Admiral“ —Prinz Heinrich als Populargestalt im Deutschen Kaiserreich, in: Herring/Schmidt, a.a.O., S. 122 f.

軍の威容を示す役割を果たした。帝国海軍の象徴であったのみならず、若い頃から狩猟、水泳、ヨット、乗馬、ゴルフなどのあらゆるスポーツを楽しみ、その振興に功績があった。とりわけイギリス発祥のヨットについては、1891年に、「王立ヨット・クラブ」がキールで創立される切掛けを与え、その名づけ親となり、皇帝が会長に、ハインリヒが副会長に就任したのであった⁸³⁾。さらに、ハインリヒは、艦船、ヨット、自動車、飛行機といった新しい乗り物に親しんだが、ハインリヒの関心は、新たな乗り物の技術的發展に向けられていたのであった。1904年には、ベンツ（ダイムラーとは1926年に統合）を乗り回し、1908年には、「プリンツ・ハインリヒ・レース」(Prinz-Heinrich-Fahrt 1908) が催され、このレースの優勝者 Fritz Erle を記念して、「ベンツ・プリンツ・ハインリヒ車」(Benz Prinz-Heinrich-Wagen) という競争用自動車が制作・発売されている⁸⁴⁾。現在では、「プリンツ・ハインリヒ帽」(Prinz-Heinrich-Mütze) が、常にその帽子をかぶっていた元連邦首相のヘルムート・シュミット (Helmut Schmidt: 1918~2015年) を通じてよく知られている。

日本との関係では、ハインリヒは、吹田事件によって日本に悪印象をもつことはなく、むしろ好感を持ち続け、1910年に再度訪日し、1912年の明治天皇の葬儀の際にも3度目となる訪日を果たしている。明治天皇の大喪儀はその年(大正元年)9月13日に東京・青山練兵場内の葬場殿で行われた。ハインリヒは、この時の様子についても、皇帝に宛てた私信⁸⁵⁾の中で書き送っている。

ハインリヒは、1880年以来キール城に執務室を構えていたが、第1次大戦の

83) *Mirbach*, aa.O., S. 344 f.

84) このレースは、それから1911年まで4回開催されている。1911年のレースからの帰路、ハインリヒは、自車を樹木にぶつける事故を起こしている。1962年8月には、彼の生誕100周年を記念して二回の「プリンツ・ハインリヒ・追悼レース」が行われた。「ドイツ自動車クラブ」(Automobilclub von Deutschland e. V.) によるものと、ADAC による第13回オストゼー・ノルトゼー・レースである。*Mirbach*, aa. O., S. 362, 368, 373 f.

85) 1912年8月24日のシベリア鉄道からの私信から10月23日に中国・青島から送られたものまで、14通の37頁におよぶ手紙があるという (vgl. *Eschenburg*, aa.O., S. 111, 117 ff.)。

終結とともに、引越し、ハメルマルク (Hammelmark) の領 (Gut) に住居を移した。ハインリヒは、1926年10月にはなお南米に旅行し、グアテマラに息子のジギスムント王子 (Sigismund) を訪ね、さらにメキシコ旅行している。ハインリヒは、1929年4月20日に肺炎で亡くなった。その前年には、咽頭がんが発覚しているが、すでに手術は不可能な状態であった。享年66歳8ヶ月であった⁸⁶⁾。

IV. 吹田遊獵事件の処理

1. ドイツ側の対応の急変

大阪府知事・渡辺昇 (1838~1913)⁸⁷⁾ は、2月8日には、外務卿井上馨に事件を知らせる電報を打っている。その趣旨は、ドイツ皇孫が微行で遊獵中に人民と揉め事がある、人民が少し怪我をしましたが、今日、領事館より掛け合の次第もあったので、必ず公使からいろいろ言ってくるでしょうといったものである。その後、ドイツ公使は、駐独の青木周藏公使に抗議文を電報で送っている。それを前提に、外務卿井上馨に独逸代理公使フォン・アイゼンデヒャー (Karl Georg von Eisendecker : 1841-1934⁸⁸⁾) から明治13年2月8日に抗議文が届けられるが、それは、このドイツ語を分かりやすく訳すると、「神戸から小職に届いた電報によれば、貴顕たるプロイセンのハインリヒ親王殿下に対して昨日なされた、日本の官憲による重大な侮辱的な接遇は、あらゆる法に反し、何らの言われもないものである。小職は、本状により官憲の行為に対して公式かつ鄭重に抗議する。また、閣下には、大阪府知事とその協力を事実上拒んだことを指摘しておきたい。本件に対するできる限り詳しい説明を望むとこ

86) *Mirbach*, aa.O., S. 482 f., 486 ff.

87) 渡辺昇は、明治政府では、大阪府知事、元老院議員、会計検査院長、貴族院議員を歴任した。また、大日本武徳会商議員を務め近代剣道の発展に尽力し、最初の剣道範士号を授与された。なお、この事件の直後、明治13年(1880年)5月に元老院議員になっている。明治維新前は、大村藩士で、討幕運動に参加し、剣術の達人で、新選組隊士などを斬ったといわれている。

88) アイゼンデヒャーについては、vgl. *Panzer/Saaler*, aa.O., S. 17, 〈辻英史・訳〉43頁以下, S. 365 ff., (宮田奈々訳) 379 ff.

ろであるが、小職は、これを閣下に対する小職の特別の尊敬の念を、改めてお約束する機会としたいと存ずる。」というものである。この独文は、次のように翻訳されている。「書簡を以て致啓上候、陳は、ただ今、神戸より当方へ着達せし電報によって、わが国亭国皇孫ハインリッヒ殿下に対して、昨日貴国官吏甚だ道理に悖い、少しも源因なく、大いに不敬の待遇せられたり。すなわち斯く殿下に対し痛困を加えられたるに因って実に重々不服を唱え候。且つ大阪府知事、右の事に付き何分の接絆周到を断られたることも申し上げ候。就いては至急御回答あらん事を希望いたし候。此の段、貴意を得たく候。敬具。」⁸⁹⁾この訳は、原文の趣旨より、知事の「協力」が、「節絆周到」となり、「詳しい説明」が、「至急御回答あらん事」と一般化され、「尊敬の念」の下りは訳されておらず、強い調子が強調されている。

ところで、ハインリヒ一行に対する警察官の行為や大阪府庁での出来事については、ドイツ側の認識は、日本側とは異なっていることに注意を促しておきたい。この遊獵の際、条約で定められた境界を超えたとして警察によって拘束され、一行が、お忍び旅行中だった親王の本当の身分を明らかにすることを拒否したため、大阪府庁へと連行されたのであるとされている⁹⁰⁾。このとき、「アイゼンデヒャーは既に東京に戻っていたが、『府庁では重い鉄格子の扉が閉められ、親王殿下は最低の身分の日本人と、一緒に部屋に入れられた』とベルリンの外務省へ報告しなければならなかった」⁹¹⁾。このような「非礼な待遇に対して抗議をした結果、大阪に住んでいたドイツ人ハイトケンパーに、領事に報告する際に通訳として協力してもらうために連絡が取られた」という⁹²⁾。しかし、府庁に「連行」ないし「拘引」されたというのは、事実ではない。警察官に、治外法権のもとでの当時の手続に従って、姓名を尋ねられたのに対し

89) この訳は、原文を修正して読みやすくした、*Panzer/Saaler*, a.a.O., S. 50. の訳によっている。

90) *Wippich*, a.a.O., ff. S. 273. *Panzer/Saaler*, a.a.O., S. 50 の訳参照。

91) *Panzer/Saaler*, a.a.O., S. 50. この引用文に続いて「ゼッケンドルフに至っては『最も卑しい日本人ばかりで、危険千万』であったと書いている」と記されている。

92) *Wippich*, a.a.O., S. 273.

て答えなかったので、跡をつけていたところ、大阪府庁に行くと言い出したのは、ドイツ側である。「一緒の部屋に入れられた」というのは、まるで拘禁されたような書きぶりであるが、これは一般の待合室に類した部屋（応接間）⁹³⁾ だと思われる。プロイセン親王だと知らなかったので、通常の外国人として取り扱われたにすぎない。ハイトケンパーは、意思疎通を図るために呼ばれたのであって、「抗議」したから呼ばれたのではないと思われる。さらに、後に詳述するが、「条約で定められた境界を超えた」として警察によって拘束されたというのは、間違いである。警察官達は、ハインリヒー一行が、条約で認められた境界内であることを百も承知であった。明治9年の「外国人銃猟約定書及免状取扱条例」（内務省達）第2条にいう「常に左の諸場所に於ては銃猟すべからず」として挙げられている「禁猟制札ノ場所」で猟をしようとしたことが問題とされているのである。

このあとの日本側とドイツ側のやりとりについては、日本側の資料を駆使した内山論文に詳しい⁹⁴⁾ ので、ここではすべて省略する。ただドイツ側の対応の変化についてのみ以下に記しておく。

すなわち、8日には神戸の代弁領事フォン・クノプロッホ⁹⁵⁾ が、午後2時の汽車で知事に抗議するために大阪府庁にやってきた。その翌日9日には、渡辺昇大阪府知事が神戸に赴き、ドイツ領事と面談して昨日の皇孫に対する非礼を謝罪していることが、「知事独逸領事交渉始末」に残されているが、この知事の謝罪によって謝罪式なしにいったんまとまりかけた交渉が、外務卿が宮本外務一等書記官（宮本小一・Miyamoto, Koichi: 1836-1916）⁹⁶⁾ を交渉人と

93) 藤田・大阪春秋7号45頁は「応接の間」に控えさせたとする。

94) 内山・前掲論文・法学研究51巻5号20頁以下、27頁以下参照。

95) 当時神戸のドイツ領事館には、Knobloch 兄弟が勤務していた。兄が *Arved* であり、弟が *Alexander* である。*Alexander* は、1872年から1882年まで、当初は東京の *Ministerresidentur* で勤務、後に兵庫の領事館員として勤務していた (*Panzer / Saaler*, a.a.O., S. 144)。1歳上の兄 *Arved* も1874年からほぼ同時期に神戸・大阪の領事館に勤務している。この代弁領事がいずれなのかは解明し切れていない。

96) 2月25日付の東京曙新聞で「宮本小一」とあり、なお。vgl. *Panzer/Saaler*, a.a.O., S. 26, 458.

して東京から派遣して以降、日本側の謝罪式の挙行へと急転直下風向きが変わる。まず、当初、10日にドイツ領事から渡辺知事に対し、昨日「嘉納の意」を皇孫に見せたところ、「衆員の謝辞を尽くすに及ばざらと思う」という返事があり、その後、領事の付属訳官が来て、その書面を皇孫に呈したところ、「満悦に思し召し、改めて衆員の来謝するに及ばずして完了すべし」と告げ、その後、皇孫ドイツ公使アイゼンデッヒャーが、榎本大輔に宛てた10日付の書状に、「不倫の事故は早速満足に落ち着くことに相成」ったと認めており、その後、知事渡辺昇からドイツ代弁領事フォン・クノプロッホに対するお詫び状を出している。当初、渡辺に対し、巡查、官吏、人民を問わず、皇孫に対し不敬があったときは、是非を問わず、いったん巡查・その他の官吏を免職とし、軍艦に赴き、罰したことを報告して謝罪せよと電信していた井上が、10日2時50分の電信では、「閣下の御見込み通りに任すべし」という電信を送り、渡辺に任せるとしている⁹⁷⁾。これらのことからいったん事件が「完了」したと思われた。しかし、10日午後7時には、ドイツ領事から大阪府知事に宮本外務一等書記官を派遣すること、先の内諾の事情はことごとく取り消すということを記した一書が届けられ、「万端右書記官到着の上の事」とし、13日の宮本の到着を待つことになったのである。13日に宮本が神戸にゼッケンドルフを訪れると、「その辞激烈制すべからずの勢い」⁹⁸⁾であり、巡查の処罰、大阪で知事がハインリヒに謝罪すること、罰したことと謝言を新聞に掲載すること、大坂新聞紙に皇孫を譏謗したことにつき厳罰を求めること、皇孫らの行為が日本の法に触れたことはない旨の証明をする書面をゼッケンドルフに送ること、それを明日までに行うこと、という要求を突き付けたのである。これを井上外務卿が受け入れ、14日に急遽、大阪府庁前と吹田の岸志部神社で謝罪式が催され、巡查の懲戒、その後、新聞編集者の処罰が行われるに至るのである。

97) 内山・前掲論文・法学研究51巻5号24頁以下参照。

98) 前掲外交文書(第13巻)363頁、内山・前掲論文・法学研究51巻5号29頁参照

2. 渡辺知事と代弁領事クノプロッホおよび提督（侍補）ゼッケンドルフとの 会見

この急変の前2月9日早朝、大阪府知事渡辺昇は、神戸のドイツ領事館を訪れ、領事に12時に面会し、「不敬の罪を謝せんため」推参した趣旨を告げたところ、幸いにゼッケンドルフ侍補と船将（マクレーン船長）がここにおられるので、同席してもよいかと問い、渡辺が「ぜひそう願いたい」と述べて、知事、領事、侍補、船将の面談が始まる⁹⁹⁾。この知事・渡辺の交渉は、結果的には却ってドイツ側を怒らせることになったが、日本側の主張を巧みに説いている。

まず、船将から吹田での紛紜の次第につき答弁せよと質されたのに対し、知事は、今日取り調べ中であるので、吹田村のことは直ちに答弁することはできないが、実質的なことについては答弁したいと答えたのに対し、ゼッケンドルフが書類を出して苦情の件を朗読して、汽車に乗れず、人力車にも乗ることができなかったなどを逐一申し立てたが、それを途中でやめた。知事は、これを外国人との「通常の紛紜と認定し」言語も分からず、姓名を問うても通じなかったと答え、さらに、確かには申し難いことであるが、「独逸皇孫にはあらずや」というので直ちに之に命じたが、再び府庁に至って、直ちにその人に面し、独逸皇孫であるかどうかを問い、もしそうであったならば知事すぐさま出庁すると申し付けたが、そのとき皇孫はもはや府庁を去り、ハイドケンベル氏の家に行っておられた。本日、ハイトケンベル氏の態度などから皇孫であること明らかとなり、昨日領事官が来臨されて初めて皇孫であることを確明したと述べ、「この大不敬を起こすは甚だ遺憾に堪えざるなり」と謝罪した。

これに対して、ゼッケンドルフは、もしそうなら昨日領事から貴下に相談した件につき、ご承諾いただけるかがかと尋ねたところ、知事は、皇孫だったと知ってからは「千悟万悔措くところを知らず、不敬を謝するは如何様の術

99) 前掲外交文書（第13巻）360頁以下参照。なお、知事は、その日午前6時に汽車にて神戸領事館を訪れたが、領事は、その前日、大坂府庁を来臨し、皇孫に対する不敬の件の件につき謝罪を申し入れていて、神戸には帰っていなかったため、12時まで待っていたのである。

をも尽くすべき」であり、「人民も皇孫たるを知るならば、その不敬を鳴謝する必ず怠らざるを知る」と謝罪するにやぶさかではないとしながらも、反論に転じ、「今、公然と大礼服を着し、にわかには車を大阪ならびに吹田村に枉げ、人民をして謝罪の式を行えとのこと」だけれども、「小民偏陋頑固なる遊獵禁止の地に鳥を狩り」、これに加えるに「たぶん傷害を被ったうえ、かえってその謝することに、理なきを固執し、たとえ示諭するもよくこれを遵奉するやあらかじめ断言しがたし」と述べる¹⁰⁰⁾。これを聞いた後、船将が、「大礼服を着し大阪吹田村に往くは、我が皇孫より望むところにあらず」、この点、「領事と協議せられよ」と言い残して、ゼッケンドルフとともに「席を退く」。

その後、領事と知事のやりとりが続く。謝罪式のため皇孫が来阪し、吹田村に出向くことにつき、領事から「吹田大阪人民より皇孫の来臨を請願あらんことを要す」とし、その上で「謝罪式を行うのが最もよいのではないか」と提案したのに対し、知事は、「人民一同に謝罪式を行わせるに至ってはほとんどその難きを憂う」と、これを飲まない。領事は、なおも「それでは戸長総代として一人でこれを行うのはどうか」と差し向けたのに対し、知事は、これにも實際上大いに難しいところがあるという。「今、皇孫の吹田に臨まれるや、人民大いに喜び、四方より群衆すること明らかである。その場で戸長がその罪を謝するなら、因陋無知の小民等はなぜ謝礼を行うのかと苦情を申し立てることになること必定である」から、「我より決して請うこと能わず」と拒否する。領事は、さらに、臨御を請願するのは、なぜ困難なのかと尋ねるが、知事は、その理由を次のように根拠づける。「およそ日本の慣習である、人その過ちを謝せんとするときは、必ず自ら往って謝するを礼とする。ゆえにもしその皇孫たるを確知せば、各拝趨してその罪を謝せんも知るべからず。しかるに今、反って臨御を請うてこれを謝せば不敬に加うるに不敬をもってするなり。ゆえに決して行うべからず」と。これに対して領事は国際法の慣習を持ち出す。「外交上においてはその紛紜の生じた地において謝罪の式を行うという法がある。これを顧慮すればいかがか」。

100) 前掲外交文書（第13巻）361頁以下参照。

これに対しては、知事は、その通りだが、別にここで確答できない理由があるとし、それは「一府の知事が高貴の大実を左右するには、政府の認可を経るにあらざれば能わず」と逃げる。そのとき、領事は別室に行き、ゼッケンドルフや船将その他と相談したかのか、提案をまとめる時間が必要だったのかは分からないが、領事は帰って来て次のように言う。「熟々考えるに、貴下の困難とするところもまた一理あり。ゆえにわがこれまでに希望するところはことごとくこれをやめ、別に一端を開き」それぞれの件につき変更するとして、書いたものを示した。これを逐条的に訳すると、「我より公然書を作りて皇孫に謝するの文」であった。これに知事は「拙者の意を十分に写出したるものなり」と同意し、「横文は反って錯誤を生じる」ので、日本文でこれを提出すると述べる。領事がこれでいいかと確認を求め、知事がそれでよいと応じる。最後に、領事が、「貴下これ承諾あれば東京において必ず好結果を見ることあらんとす」と述べて会談を終わる。その後、知事からこれを受けた文書が作成され、ドイツ代弁領事宛での謝罪文が提出される。

ところが、同日、これを受け、代弁領事クノプロッホから渡辺知事に対し、回答がある。その趣旨は、本日付けの書状の趣旨を皇孫に示して御意向を賜ったが、「東京貴国井上公使より電報あり、来たる13日すなわち金曜日に貴国一等書記官某を派遣するので、万端右書記官到着の上のこと」となったので、とりあえずお伝えしますとの知らせが入る。13日に宮本外務一等書記官が神戸でゼッケンドルフと面談したとき、「その弁甚だ激烈制すべからざるの勢いあり」と大阪府庁に来庁し、報告する。そこで14日に謝罪式を挙行することを主張されたが、これを行いたいが如何かと問い。渡辺は、最終的に「君この決答ありし以上は行わざるを得ざるべし」としてこれを飲む。4時頃になって、ゼッケンドルフと領事の2名が来庁する。そこで渡辺と両名との間で、謝罪式の在り方についてドイツ側の要望が伝えられ、渡辺がそれを丸のみすることなく、逐一それをすべきか、また可能かどうかを批判的に吟味する問答が続く。次に、皇孫一行の犯罪行為の有無について問答が始まる。

この急転直下のドイツ側の態度の変化につき、外務卿井上馨が、宮本外務一

等書記官を派遣して、知事を抜きにして穩便に事態の收拾を図ろうとしたことに原因がある¹⁰¹⁾。しかし、井上に対して、宮内省からの圧力があったことが影響していると推測できる¹⁰²⁾。宮内卿は、2月10日午後7時過ぎに独逸公使館に人を送り、天皇陛下が「この件を聞き召し甚だ御氣の毒に思召」されたことを伝えている。大阪府渡辺昇のあまりにも理詰め、ドイツ側をやりこめる論理の展開に、宮本が、外交上の危機感を抱いたことが切掛けになっている¹⁰³⁾が、ドイツ側も、渡辺昇に言いくるめられたような感覚が残り、ゼッケンドルフの怒り心頭に達したことがそれに呼応したと推測される。代弁領事が、いったん席を外してたぶんゼッケンドルフないし船将との相談の上、席に戻り、先のような結論で手を打ったのならば、ゼッケンドルフの態度は、一貫しない。しかし、ゼッケンドルフは、遊獵に同行し、巡查の「失敬な」態度、大阪府庁での「酷い処遇」をも共に体験したのであって、井上の電報によって、それが沸々と蘇ってきたのかもしれない。しかし、内山・前掲論文¹⁰⁴⁾によると、一件落着の後、「この渡辺の堂々たる態度に対して、傲岸なゼッケンドルフも、一目おき」「大阪府知事のことについては此事済みたらば政府にて何も御沙汰無き様願う云々」と宮本書記官に申し入れているのである。ただ、もしゼッケンドルフが渡辺との会談の中座の後、弁弁領事クノプロッホからの中間報告を受け、いったん渡辺の提案で了解していたとしたなら、さすがのゼッケンドルフも自らの突然の翻意に罪悪感を感じたがゆえに、そのような申し入れをした

101) 宮本の派遣については、井上馨と三条実美の文書の遣り取りを参照。公文録・明治13年・第194巻・明治13年1月～2月（外務省）「大阪府官吏独逸皇孫ニ關礼ノ件」（全6頁）。

102) 内山・前掲論文法学研究51巻5号31頁。ゼッケンドルフのドイツ公使への電報で、「天皇陛下」の「急速と適応の御処置振」りに謝礼を述べていることからこのことが推測される。

103) 内山・前掲論文法学研究51巻5号30頁。宮本外務一等書記官から井上外務卿に宛てた電報では、知事は、「頑固として承知なく弁論強く、此方不敬ならば大坂府にて拙者の首を切るとも罰せらるとも至当の処置あるべし……その責は拙者に帰するなり」とのみ答えたという。

104) 内山・前掲論文法学研究51巻5号30頁。これに対して、井上は、宮本に、「明日中断然渡辺申し合わせ処分すべしと14日にさらに電報を打っている。

とも考えられるが、おそらくは代弁領事が相談なしに渡辺の提案を飲んだのであろう。

3. 吹田村でのドイツ側の犯罪行為の有無に関する認定

大阪府知事渡辺昇は、警察官や新聞編集者の処分についても、手続に則ってこれを行うべきだと考えている。その前提として、日本側関係者の行為が「法律違反」ないし「犯罪」かどうかの認定について処分・処罰をせかせるドイツ側に抵抗する。すなわち、ゼッケンドルフが、新聞で皇孫の記事が出たことにつき、明日処分してほしいと要望したのに対し、渡辺は、「これも法官に付さなければ、私の権限内で処分できない。たとえ処分するにしても日数を要するのでなければ決行するのは難しい」と抵抗する。ゼッケンドルフは、「もはやすでに8日を経ている以上、取り調べが明らかであるのはもちろんであって、裁判官にあっても処断できない理由はない。私のことと言えば、供述も済み、領事館より無罪の宣告を受けている」と主張した。渡辺は、これらの新聞関係者の処分は、「多人数に及び、あなた方のような二、三人の処分のように容易にはいかない」と答える。次に、ゼッケンドルフは、「我々が雇った内国人についてはもはや取調済みなのか」と問い、渡辺は、「探索中」と答える。これは、雇用されたこの日本人達の行為は、違法である可能性があると主張しているように聞こえることから、ゼッケンドルフは、そもそも遊獵一行の行為が、日本の法律に抵触しているのかを問題にする。

すなわち、ゼッケンドルフは、「そうであるならば、わが皇孫をはじめ所属の一行、日本法律に抵触する根拠（廉）があるのか」と問う。渡辺は、「銃猟制札建設の場において発砲せしはわが法律を犯すところなり」「その禁制たるを知らずして発砲せしなれば、過誤に属せざるを得ず」と答える。そこで、ゼッケンドルフは、開き直り、「我輩は、禁制の地において発砲せしことなし。然るを誰かこれを証明するものありや」と問う。これに対して、渡辺は、「貴下等を取り調べる権限がない以上は、如何とも確認は致しがたいが、発砲人があったために紛紜を生じたのであって、貴下等が発砲していないと確言される

のであれば、犯罪人は別にその人あるはずで、貴下等においては犯則せざるものと思考せざるを得ず」と仕方なく譲る。ゼッケンドルフは、そうであれば一切の事件を記載して付与してほしい」と要求する。渡辺は、結局、確証もなく、発砲したこともなかったというのであれば、「その言を信認し」、「わが法律に抵触せざるものとみなす」として、① 謝辞、② 罰案草稿ならびに、③ 新聞紙のこと、④ 無犯則のこと等を記した書類を交付する。渡辺としては、皇孫一行が、発砲していないと強弁するのを、村人の証言をとり、対質できない以上、たとえ村民達の反対の証言を得たところで、そちらをより信憑性があるものとして、発砲を認定するのは不可能と判断して、「証拠」がない以上ドイツ側の「犯則はなかった」としたのである。この渡辺の展開する論理は、まさしく近代的な法的論理であり、列強と堂々と渡り合っている見事なものである。

これにより、渡辺は、2月14日付のゼッケンドルフ宛文書で、「貴国皇孫殿下は勿論、随員の諸氏並び人足6名に至るまで、わが国法律に抵触したる挙動無きことをここに証明す」と書き記して府庁で差し出している。

4. 謝罪式と関係者の処分

(a) 謝罪式

この謝罪式に至るまでのハインリヒ一行の旅程について詳しいのは、藤田弘道・前掲論文¹⁰⁵⁾である。2月14日の謝罪式に出席するため、午前7時40分頃、プリンツ・アダルベルト号から、大礼服を着用したハインリヒ、艦長、ゼッケンドルフらが上陸し、警察官の警護の下、三ノ宮停車場（現在の元町駅）まで行き、8時1分発の梅田行9時6分に梅田停車場に到着した。梅田停車場では大阪府知事、宮本外務一等書記官らが出迎え、知事、宮本らが汽車に陪乗し、9時30分頃、吹田停車場に到着した。あとは、宮本外務一等書記官の外務卿井上馨に対する2月14日夜の報告書¹⁰⁶⁾によってこれを見ておこう。

105) 藤田弘道・前掲吹田の歴史7号47頁以下参照。

106) 内山・前掲論文・法学研究51巻5号31頁参照。

「14日午前8時、皇孫侍艦長士官等大禮服神戸より汽車にて大阪へ着す。鎮台兵、礼服にて捧鉢式を行う知事、拙者、その外、迎えて御召車に移る。吹田ステーションより下る。鎮台兵此処にも列なる。夫より人力車を揃え、小路村八幡神社の前に至り、椅子テーブルを社前に設け、一同その場所より列なる。見る者、群衆す。吹田の戸長¹⁰⁷⁾、礼服にて謝辞を申上る。村民、列なり拝す。巡査三人、免職の申し渡し済んで、吹田ステーションに帰る、10時過ぎなり」。巡査三人とは、二等巡査河野常見、三等巡査岡竹直定および山本蔵である。

吉志部神社での謝罪式が済んで、人力車で吹田停車場に戻った後、茶店で小休止の後、10時15分吹田を発って梅田停車場到着し、梅田から人力車にて大阪府庁に至った。

「途中鎮台兵巡査、悉く道路を警衛す。見る者、山の如し、大阪府にては書記官始め大禮服にて待迎ふ。知事、謝状を読む¹⁰⁸⁾。警部謝状を読む。先日大阪府に談合し、巡査、その外の者、不敬の罪ある者、免職又は罰法を申渡す」。

この時、後に詳述するように、藤井秀、新見、藤井雅、大隅、佐久間の5名の警察官に、罰俸1ヶ月を、一宮、野呂、伊藤、佐々木、河野（寂）の5名の警察官には職務差免を言い渡した。

新聞の処罰については、「府下新聞紙の上で、事実の相違のとがを報告し、

107) 吹田村長・太田要太郎は、「独逸皇孫ハインリー殿下本月7日我吹田村釈迦が池御遊御の際、右村民等敬礼を失し候段、恐懼措く所を知らず。因つて右村民に代わり謹んでここに不敬の罪を拝謝す。閣下幸いに之を執奏あらんことを希望す」と読み上げた。

108) 渡辺昇は、「独逸皇孫ハインリー殿下先に我国来航、我天皇欣喜、両国の交際愈々親睦なるに際し、本月7日管下吹田村遊御の折柄、該村民巡査等紛紜を生じ、敬礼を失し候段、千語万晦、措く所を知らず、その紛紜は我国法を以て処分すべきも、我天皇の世實に奉對し、この不敬に及ぶは驚愕恐懼に堪えざる所なり。これに加えて帰途御登庁の砌にも、全く皇孫殿下たるを知らざるより出庁致さず、失敬の至りに堪えず、殿下幸いに之を容れよ謹んで謝す」と言上した（前掲外交文書〈第13巻〉365頁）。渡辺は、進退伺ならびに辞表を太政大臣三条実美に提出したが、外務卿井上の申立もあって2月23日に「願ノ趣不被及御沙汰候事」とし、受理されなかった。その年の5月4日に元老院議員に任じられた（藤田・前掲吹田の歴史7号49頁参照）。

かつ皇孫殿下の榮譽に関するべき文字を載せたる旨、御責問のところ、右はこれを法衛に移し、わが国法をもって処分するほかなきところ、その段上申する」と渡辺知事が府庁で言上する。新聞報道については、裁判手続が必要なので、裁判所に移して、処分するほかないというのである。

警察官の処分については、「吹田村遊獵の御帰路、わが所属の巡査、敬礼を失し候段、恐く措くところを知らず、よってここに不敬の罪を拝謝す。」とする。詳細は、後に述べる。

(b) ハイリヒの演説

さらに宮本の報告は続く。「その式頗る厳なり、続いて皇孫左の弁を述べられる」。この原文を示すと¹⁰⁹⁾。

„Ich erachte den Vorgang vom 7. dieses Monats für vollständig erledigt ; danke Ihnen Herrn Miyamoto im Besonderen für Ihre erfolgreichen Bemühungen und bitte Sie den Ausdruck Meines verbindlichen Dankes des Tenno zu vermitteln, für die schnelle und sachgemässe Erledigung des tief beklagenswerten Vorfalles. Auch Sr. Majestät dem Kaiser bitte ich meinen ehrerbietigsten Dank für die Beweise der Teilnahme nochmals auszusprechen und Allerhöchsten ihm zu versichern, dass die Erinnerung an die Zeit ungetrübt ist, während welcher Ich die Ehre hatte, der Gast Sr. Majestät in Japan zu sein, während welcher Ich auch bisher nur Beweise der größten Aufmerksamkeit und ausserordentlichen und deutlichen Entgegenkommens von Seiten der Behörden empfang.“

したがって、これを少し現代風に訳すると¹¹⁰⁾、「本月7日に生じた事件を完

109) 前掲外交文書（第13巻）365頁以下参照。

110) これは、資料の訳の概略では、次のようになっている（内山・前掲論文・法学研究51巻5号31頁）。「余は本月7日に生じたる事件を全く完了したるものとなし、ここに宮本氏に同氏の周旋よくその結果を呈したるを謝し、かつ哀痛に堪えざるこの事件の至適迅速に完結せし、貴国天皇陛下政府に向けて余の深く感謝に堪えざるところなり。またこの件につき、天皇陛下の勸慮を煩わせしをここに重ねて謝意を表し、併せて余日本天皇陛下の客たりし以来、その官府より容易ならざる注意と接遇とを忝けなくしたことが、この事件のために、ただに消滅せざるのみならず、豪

全に終結したものと考えます。とくに宮本殿、貴殿には、貴殿の御尽力が功を奏しましたことに深謝申し述べますとともに、悲痛極まりないこの事件を迅速かつ適切に処理して頂きましたことに対し、私の恭しき謝意を、天皇陛下にお伝えいただきますようお願い申し上げます。また、天皇陛下にはお心配りをお示し頂いたことに対しまして、私の最高の敬意を込めた感謝をもう一度奏上申し上げます、また、陛下には、日本で陛下の賓客となる名誉を賜り、かつ、これまでもただ官府の側から最大のお心遣いと特別で顕著な御好意のみを授かりました時間についての記憶が霞むものではないことを確言致します」となる。

皇孫の謝辞によって謝罪式は終了した。知事は梅田停車場まで見送り、ハインリヒ一行は、12時15分に梅田を出発、13時30分ころ三宮停車場に到着した。

(c) 新聞編集長に対する処分と警察官に対する処分

さて、大坂日報、大坂新報、朝野新聞、東京曙新聞、朝日新聞などが、この事件について記事ないし社説を掲げ、日本政府の叩頭外交を批判した¹¹¹⁾。2月10日の大坂日報では、「怪報」ありとして、銃を発し、村民を驚かしたことは独乙皇孫がしたこととは信じがたいが、「無法の髯奴が我を恐喝せんと、貴人の名を偽るもの」としか考えられず、「わが国の大賓たる文明国帝の正統たる人にしてかかる暴慢の行事なきは、吾人の信じるに熱きにつき……」と書いて、政府が不問に措かれざるは信じて疑わざる所なり」という。大坂新報も、

も洵濁せざることを天皇陛下に奏聞あらんことを希望する」。

111) これらの新聞が、この事件につき、政府の叩頭外交を批判したのは、前年(1879年)7月4日のドイツ船「ヘスベリア号」(Hesperia)の検疫法を破って横浜港に入港した事件の余韻がある。「この時、わが軍艦が断然ヘスベリア号の発着を拒まざるは当時愛国者の痛惜せし所なり」(前掲大坂新報)というのである。この検疫は、当時流行していたコレラの蔓延を防ぐ意味があったが、治外法権により、独逸公使アイゼンデヒャーと交渉した外務卿・寺島宗則が、この交渉に敗北を喫し、辞職に追い込まれたのである。寺島に代わった外務卿が、井上馨であった。これにつき、日本外交文書デジタルアーカイブ(第12巻・1879年)305頁以下参照。同年7月13日付文書で、ドイツ側代弁公使アイゼンデヒャーから停船解除を求めてきている。ヘスベリア号船長ヨハンセンは、訴状において「船客中に豪も病気の兆候なし」と訴えている。Japanische Diplomaten und Gastgeber. Die neue Führungselite in des Reiches, in: *Panzer/Saaler*, a.a.O., S. 174, 宮田奈々(訳)188頁。

2月11日付で、「わが日本帝国の榮辱に関する重大事件」とし、事件を詳しく説明し、ハインリヒ一行のこの所業を「天理の公道を棄てて、我を犬馬視したる暴挙にして、我が国人民に無礼を行いしなり」とし、銃獵規則15条の「諸規則を犯すに詐偽脅迫の挙動ある者」として併重科断す、に問い、19条により20円の罰金を科し、日本国の殴打律に処せば、余輩も満足すると主張する。

このような記事の掲載につき、ドイツ側からもこれを取り締まるよう要請があり、大阪府も、これを処分せざるを得なくなった。

この遊獵事件についての処分については、朝日新聞と警察官に対して知事渡辺昇の名前で、明治13年2月14日付けで次の処分が課されたと発表された¹¹²⁾。

〈1〉朝日新聞社、浪華叢談、兼段具佐に対しては、

この「事件は掲載不相当相成旨、予て警察本署より相達し置き候、通（知）堅く相守るべくこの段、さらに相達し候事、但し該事件、すでに掲載事実相達の廉はそれぞれ正誤致すべし」。しかし、学務課の印のもと、本件については、「一切掲載不相成儀に候えども、右の件につき、当府吏員の内、懲戒等の儀は、掲載差支え無之候間、この段念のため、申し入れ候なり」とし、大坂府の吏員の懲戒については掲載差支え無いとしている。

〈2〉① 八等警部、藤井雅太、② 等外二等出仕、新見克己に対しては、ハインリー殿下遊獵帰途、御登庁の際、速やかに知事に報道すべきところ、その儀を怠り府符合の至りに付き、罰俸1ヶ月、申し付け候こと。

〈3〉③ 八等警部、藤井秀雄、④ 十等警部、大隅寛次郎、⑤ 雇警察掛り、佐久間緑に対しては、同殿下遊獵帰途御登庁の際、「宿直報知により出庁のところ、敬礼を失し、その段不都合の至りに付き、罰俸1ヶ月、申し付け候こと。

〈4〉⑥ 二等巡查、河野常見、⑦ 三等巡查、岡武直定、⑧ 同、山本蔵に対しては、

「釈迦が池近傍人民の告訴により出張の際、独乙皇孫ハインリー殿下遊獵の一行へ対し、敬礼を失し候段、不都合の至りに付き、職務差免し候こと。

112) 朝日新聞（明治13年2月17日第314号）。東京曙新聞（明治13年2月21日・縮刷版160頁以下）

〈5〉⑨ 二等巡查，一宮眞典，⑩ 三等巡查，野呂鼎太郎，⑪ 同，伊藤弥吉，⑫ 同，佐々木吉松，⑬ 同，河野齋蔵，に対しては、

ハインリー殿下御帰途，茨木警察署報知により出張，敬礼を失し候段，不都合の至りにつき職務差免し候こと。

(d) 新聞編集者に対する処罰

(i) 第1陣の処分（処罰）（2月23日まで）

本件の処理に対する新聞の論調は，政府が，独逸皇孫一行が日本の法を守らなかったことをとがめるところか，日本側が謝罪させられたことに向けられる。明治13年2月14日の京都日日新聞でも，「独逸国人民は無理無法の鳥獣国民なるやの嘆声を発するを覚へざりし」と書き，東京では厚い待遇を受けたのに「我が法規を敗って国人に凌辱を与えんとする」とし「わが独立の日本帝国に汚点を加ふ」者と断ずる¹¹³⁾。

明治13年2月23日には，大阪地裁において新聞編集者に対する「讒謗律」による有罪判決が下された。

〈1〉大阪日報仮編集長，松井信二郎に対し，

「明治13年2月10日大阪日報第1192号社説ならびに雑報欄内に独乙皇孫殿下の荣誉を害すべき行事を摘発交布する科，讒謗律第3条皇族を犯すに渉る者であるにより，罰金150円，禁獄5ヶ月申し付くる」。

〈2〉大阪新報仮編集長 松平迂狂に対し，

「……2月10日大阪新報第642号に……掲載する事件につき，大阪府より差し止めを受けながらお同11日第643号社説欄内において……同旨……皇族を犯すに渉る者により，「罰金300円，禁獄1ケ年申し付くる。さらに同人に対し，

113) この明治13年2月14日の京都日日新聞（第329号）の編集長・赤松幹は，京都地裁よりこの記事により禁獄5ヶ月，罰金150円に処せられた。この号では，天橋道人の筆名で「独乙皇孫我国禁を犯す」と題し，「もしまたこの事にして罪を皇孫に問うことなければ，重々我独立の日本帝国に汚点を加うと云う可きものなり」という（京都日日新聞のこの号については，京都府立総合資料館「京の記憶アーカイブ」参照）。記事では事件の発生日を「7日」ではなく「8日」と誤記している。なお，読売新聞明治13年2月27日号にも赤松幹の処罰の記事がある。

この行為が、大坂府庁の達しに違反するを以て、明治10年第13号公布により、罰金1円50銭申し付くる」¹¹⁴⁾。

〈3〉京都日日新聞編集長、赤松幹に対し、

「その第329号『寄書』欄内に、去る8日、独乙皇孫が……遊獵の節、わが国禁を犯せし等の旨趣を記載したる天橋道人と号する投書を掲載交付しみだりに独乙皇孫を讒毀する科、讒謗律第3条、皇族を犯すに渉る者に擬し、禁獄5ヶ月、罰金150円申し付くる」¹¹⁵⁾。

伊勢新聞¹¹⁶⁾に対しても、本件についてこれを論難する社説の掲載につき、「国安を妨害するのみならず、外交上多少の障害を生じ、不都合」として、2月12日に発効停止、同17日解停（発行停止解除）の処分が、内務省から外務省の文書（乙第275号）において示されている¹¹⁷⁾。

(ii) 第2陣の処分

関東地方の新聞は、これらの関西地方の新聞に対する処分の不当性を報じて処分の対象となる。

一例を挙げると、東京曙新聞は、すでに2月13日号で、事件のあらましを報道し、「容易ならざる事件なるにや昨今領事へ掛合中のよしなり」と結んでいゝる。東京曙新聞は、続いて2月25日（第117）号で「日耳曼（ゲルマン）皇孫乃遊獵」と題する記事を掲載した。そこでは、この事件につき、処分が公表された後、「更にその顛末を在阪の通信者が報道せし所に従い、紙上に登記せんと欲し」、「政府の処分その当を失し」「外務省の処置を難じて従順卑屈の極みと云うあり」などと書いた。この号では、この記事の末尾に「未完」とあったが、次号では、「日耳曼皇孫遊獵の続稿は故ありて中止せり読者之を了せよ」¹¹⁸⁾と

114) 朝日新聞明治13年2月21日第318号、なお、読売新聞明治13年2月26日号にも大坂日報松井新次郎および大坂新報松平迂狂の処罰について記載あり。

115) 朝日新聞（明治13年2月26日第322号）。

116) 読売新聞（明治13年2月27日号）。伊勢新聞の竹島安次郎、罰金10円、長野新聞の三井静夫も同様10円のところ、二罪俱発により剰（あま）る罰金5円を申し付けられる。また、和歌山新聞の若宮正音も罰金5円を申し付けられると報道している。

117) これにつき、内山・前掲論文・法学研究51巻5号41頁、43頁参照。

118) 東京曙新聞（明治13年2月26日・第180号）参照。

ある。また、朝野新聞も、2月25日(1933)号で、「無限の疑惑を起こし、また「無限の慷慨を生じ、遂にこれに一言するの已むを得ざるに至れり」と前置きして、皇孫に対して敬礼を視したのは「有心故造」でないと論じ、「果たして適當の処断を得たる」ものかと疑問を呈するのである。ヘスベリア号事件を引き合いに出して、彼我の処置の不権衡を訴えるのである¹¹⁹⁾。

これにより、「東京曙新聞」に対しては、2月27日から3月3日まで発行停止を命ぜられたほか、伊勢新聞に対しても、本件についてこれを論難する社説の掲載につき、「国安を妨害するのみならず、外交上多少の障害を生じ、不都合」として、2月12日に発効停止、同17日解停(発行停止解除)の処分が、内務省から外務省の文書(乙第275号)において示されている¹²⁰⁾。

5. ドイツにおける宰相ビスマルクの反応

ライヒ宰相ビスマルクは、ヴィルヘルム1世に次のような趣旨の報告をしている¹²¹⁾。

「日本人のような怒りっぽい、すぐに暴力行為に出る傾向のある住民のただ中において、王子のお付きの者によって、その地位と生命につき配慮を必要とする程度の用心は、尽くされていなかった。王子を連れ出すにあたって、なじみ深い、庇護された圏内から外出させることは、許されるべきではなかったであろう。というのは、あらゆるヨーロッパ人が、いわんやプロイセンの王子が、半ば野蛮な農民である住民の只中にいれば、救いを求めえない危険な状況に陥ることは、予見可能だからである」。

このビスマルクの反応は、今日から見れば甚だ差別的で偏見に満ちているが、当時のヨーロッパ諸国の貴族階級の見れば、東洋の未発達国日本については一般的な見方と言えるかもしれない。

119) 朝野新聞(明治13年2月25日・1933号)。

120) これにつき、内山・前掲論文・法学研究51巻5号41頁、43頁参照。

121) RK Bismark an Wilhelm I, 31. 3. 1880, PAAAR 18603. *Wippich*, aa.O., S. 275 より引用。

Ⅶ. 治外法権と法の適用

1. 治外法権の解釈

ヴィピッチは、日本の当時の治外法権の現状について次のように書いている¹²²⁾。「日本にとっては、1858年以降西欧列強と締結した不平等条約は、重荷であり、初期明治国家の主権を制限するものであった。したがって、1870年代のはじめから不平等条約体制の支柱である、屈辱的な治外法権を廃棄することは、最も優越すべき事柄であった」。……「しかし、条約改正に関する交渉が成果を生まなかった限りで、——交渉は、1890年代に入って初めて成果を生んだのであるが——、明治政府は、その法的立場を既存の条約の基準に従って拡張して解釈することを試みた。外国人達は、厳密にいうと、日本法から解放されていたのではなく、日本の裁判所の不介入特権を享受するに過ぎないというのである。日本が、新しい法規定を、国内にある飛び地としての外国(Fremdenexklave)という難しい地位にもかかわらず、日本に居住しているあらゆる人に適用し始めたとき、ほとんど必然的に条約締結列強の代表である領事達との紛争に至ったのである。領事達は、あからさまに、領事裁判権を伴う治外法権が制定法上保障されていると主張し、列強の国民にその独自の裁量で布告した日本の制定法を阻み、または無視したのである」。「日本の官庁にとって繰り返し訪れる怒りの源をなしたのは、居留地の不可欠の余暇の楽しみである、火器を用いた遊獵である。条約内での無制限の銃器使用には、日本人は極めてアレルギーに反応し、それを狩猟免状の交付によって少なくとも制限しようと試みた。開港された港の県庁によって交付されるこの免状は、しかし、それを封じ込めるには全く無力であった。1890年頃にはすでに日本は獵のできる小動物と野鳥は「ほとんどいなくなっており」……あるイギリスの日本研究者¹²³⁾が正当にも日本に遊獵に来て無駄だと書いているほどだというのであ

122) *Wippich*, aa.O., S. 268.

123) Basil Hall Chamberlain (1850～1935年) がそう書いている。チェンバレンは、明治時代38年間 (1873-1911年) 日本に住んだ東京大学文学部名誉教師。

る。

しかし、この狩猟免許は、各国公使との合意の下に成立し、遊猟を外国人に対して正式に認める意味を持ったと同時に、実際に免許制度が機能させられ、外国人に対しても法規範として妥当し、それを守る行為規範として機能していたことを意味する。この禁猟の場所での猟の禁止についても、遅くとも明治10年の免許許可制度の発効以降は、外国人に対しても行為規範として妥当したと解すべきである。規範の妥当性については、制定時の規範の歴史的解釈ではなく、同時代的解釈によるべきであり、その際、条約の解釈については、条約成立後の改訂交渉や慣習・実務的取り扱いを踏えて、現在の規範的意味を確定すべきであると思われる。このような外国人の銃猟に対する日本法の規範的効力の問題につき、以下で詳しく検討しよう。

2. 狩猟規則と改定律例の適用

(i) 独逸北部連邦条約

1869年2月20日(明治2年1月10日)に「独逸北部連邦条約」(Vertrag zwischen Japan und dem Norddeutschen Bund)が締結され、同年10月13日(明治2年9月9日)に批准されている¹²⁴⁾。

【第3条】……独逸国の臣民無故障遊歩すべき境界は左の如し。……兵庫にては京師の方は京を距る事十里の地に限り、他の諸方は皆十里とす。大坂(坂)にては南は大和川口より船橋村まで、それより教興寺村を通し佐太まで線を引き、之を限りとす。堺の市中は右線の外なれども、独逸人の遊歩を免ずべし。

【第6条】「日本人民或いは他国の人民に対し悪事(Verbrechen)をなせる独逸人民は、独逸国コンシユル吏員に訟へ独逸国の法度を以て罰すべし」。

【第9条】「日本政府は、日本に在留する独逸国々の人民日本人を通弁あるいは師表(Lehrer)召使等の諸役に使用し、是を法度(Gesetze)に違背

124) 内容については、Panzer/Saaler, a.a.O., S. 239 ff., (訳) 251 ff.;

せざる諸用に給する事を妨げざるべし。併しながら若し日本人罪科(Verbrechen)を犯す時は、日本の法度を以て罰すべし。」

これによれば、大阪では吹田村においても「無故障遊歩すべき境界」内にとどまり、独逸人が遊歩するに問題はない。井田元吉に対する暴行行為が、条約6条における「他国の人民に対し悪事をなせるドイツ人」にあたるならば、「独逸国の法度」が適用され、ドイツ法に従って処罰される。ドイツ人に雇われた日本人については、条約9条の「諸役に使用し」ている「日本人罪科を犯す時」にあたり、「日本の法度を以て罰すべし」ということになる。

したがって、日本人「勢子達」の暴行行為については、日本法が適用され、刑法上の犯罪については「改定律例」の適用がある¹²⁵⁾。ドイツ人クラインヴェルトの暴行・傷害行為については、日本法の適用はなく、日本に裁判権はない。明治12年には、「条約国の刑法に規定のある事件は、領事裁判が管轄し、それ以外の警察・貿易関係の規則はすべて「地方の警察規則」として日本が制定権・裁判権をもつという考え方¹²⁶⁾が、すでに形成されていた。

(ii) 改定律例における「闘殴」

明治2年12月27日に「新律綱領」が頒布された。もとよりそこでは「人命」「闘殴」も処罰された。その発布後、単行法令によるその補充・修正が頻繁に行われ、司法省は、これらの単行法令を集成し、さらに増補・修正を加えて「改定律例」にまとめ、明治6年7月10日から新律綱領と並行して施行した。その「闘殴律」によれば、「およそ闘殴、手足を以て人を殴じ、傷を成さざる者は、鞭二〇、傷を成し、……(た者)は鞭三〇」とし、208条では、「およそ闘殴成傷と称するは、殴つ所の皮膚、色、青赤にして、腫起する者を謂う」と定義されている。第1暴行が、傷を成さざる場合にあたり、第3暴行は、「傷

125) しかし、明治初年には、「外国人が日本人を雇用している場合、被雇用者である日本人の逮捕権について、日本司法権が制約を受けるという事態も発生した」とされている(下村・前掲書39頁参照)。

126) これについて、五百旗頭薫『条約改正史・法権回復への展望とナショナリズム』(2010年)94頁参照。

を成し)た場合に当たる。医師・塩見栄次郎の「診察書」によれば、4ヶ所に負った元吉の傷害は、208条にいう「闘毆成傷」にあたる。

ここで、問題は、改定律例、すなわち、刑法のような基本法が、治外法権のもとでは、「行為規範」としても全く適用されなかったのか、それとも「制裁規範」のみが適用されず、あるいは、訴訟法上の「管轄権」がなかったにすぎないのかである。明治初年には、外国人は一切日本の法の外にあるという見解は、「列国公使の一致した見解であった」という¹²⁷⁾。後に示すように、ミッドルトン事件までは、日本法は「行為規範」としても治外法権下にある外国人には妥当しないという実務上の解釈が行われていたようなので、実務的には、行為規範の妥当も排除されると解すべきだろう。しかし、アメリカは、明治7年からは領事裁判権は何が犯罪であるかは日本の法規により、その犯罪の裁判と刑の執行が「アメリカの法と権力にしたがうものだとするようになった」¹²⁸⁾という。しかし、領事裁判権をもつドイツ法の適用があると解すべきであるから、ドイツ法上の「傷害罪」にあたるクラインヴェルトの行為はドイツ刑法上「違法」である。いずれにせよ、改定律例の制裁規範については、日本法の適用がない。しかし、これが、日本の警察官が訴追に向けた逮捕権・拘留権を持たないことを意味するかは、この事件当時のこの種の事案に対する実務慣行に従って判断されるべきである。すなわち、従来、銃猟規則違反があった際にこの種の闘毆事件が発生すれば、日本側の逮捕権を認め、これを領事に引き渡す実務が日本政府と領事との間の協議により相互に承認されてきているのであるから、警察官達がこの暴行事件について実行者の身元を確かめようとしたことは少なくとも違法ではないといえよう。

(iii) 狩猟規則

次に、銃猟をめぐる鳥獣猟規則の状況については、まず、幕府時代にすでに遊猟厳禁を諸外国に通知している。遊猟発砲の違反者には、領事に引き渡すことになっていたが、日本側にも「相当之過料」をおさめざる提案がなされてい

127) 下村・前掲書49頁注10参照。

128) 下村・前掲書49頁注10参照。

る。次に「モス事件」を切っ掛けに遊獵禁止に違反した外国人の日本側の逮捕権をめぐるイギリスとの交渉で、当時ないとされていた日本側の外国人の逮捕権などにつき、文久元年2月13日、イギリス公使オールコックより老中へ「外国人を召捕るの権」を認める提案をしている¹²⁹⁾。その後、文久元(1861)年10月17日にオールコックは、枢密院令に基づき「日本国内におけるイギリス臣民の平和と秩序とよき支配のための規則および細則」を制定した。その「第7条」において日本側の逮捕権が認められている。その後、アメリカはこの規則を承認している¹³⁰⁾。

明治に入って、明治元年「遊獵免許制案」、明治2年「遊獵規則7ヶ条案」や明治3年「遊獵規則6ヶ条案」¹³¹⁾が外交担当者・外務卿によって提案されたが、まともらず、外国人遊獵規則案につき、明治4年に「暫定的4項目」が提案されたが、第4項目の「逮捕権」をめぐる日本側と諸外国の意見が対立した¹³²⁾。

明治6年には太政官布告鳥獸獵規則が成立した¹³³⁾。鳥獸獵規則では、銃砲を用い鳥獸を獵し生活する「戰獵」と遊樂のための「遊獵」とを分けている(1条)。銃獵には免許が必要とされた(2条)。免許鑑札は、「出獵の節は必ず之を所持すべし」(3条)とされ、遊獵には10円の税を納めなければならない(4条)。第10条では、「禁漁制札の場所」での銃獵を禁止している。第14条では、「戸長邏卒地主山林田畑川沢等の監守者、所持の鑑札を検査するの権あるべし。もし検査することを否ばま無鑑札の者と見做すべし。而してこの規則を犯す者は、右の輩、申し立てによりその罪を論ず。なお決し難き時は証人を以て証すべし」と定め、第15条では、「犯人ありといえども之を即時に捕らえ、

129) 森田・前掲書32頁以下参照。

130) 森田・前掲書40頁参照

131) 日本外交文書デジタルアーカイブ(第3巻)明治3年(1870年)577頁以下。

132) これにつき、詳しくは、森田・前掲書89頁以下参照。

133) 明治6年2月2日「太政官布告第25号・鳥獸獵規則」の条文については、森田・前掲書127頁以下参照。その制定につき、詳しくは、小柳泰治『わが国の狩獵法制——殺傷禁断と乱場』(2015年)236頁以下、「全文」については、248頁以下参照。ハインリヒについては、小柳・前掲書269頁以下に記述。

またはその猟具をただちに取り上げるには及ばず。犯人の鑑札を所持するもの
その番号姓名等を取調べ申し立てるべし。もし鑑札なきものはその姓名住所を
聞糾し、その犯人に同行してその本宅を認べし、もし犯人その面を隠し、また
その姓名を告げ肯せず、かつ、住所本宅知れざる時は、最寄りの役所に伴い、
その身上を聞糾すべし」。

さて、この規則制定直後、明治6年1月30日に司法省は、太政官に「鳥獣猟
規則は外国人も一般に遵守すべき規則」であるという旨の書面を提出した¹³⁴⁾。
しかし、これは各国の反対で実施できなかつた。これにつき、明治6年6月12
日に独逸公使・フォン・ブラントは、「在留独国人の銃猟取締は自国の法令に
準拠すべき旨」を伝えてきた¹³⁵⁾。明治6年12月10日には、太政官は、「鳥獣猟
免許取締規則外国人へ布告せざる内は、遵守するに不及旨」を命じた。同年12
月15日には、「我方より通達せる銃猟規則につき不同意ならば在留独国人には
銃猟を許可せざるべき旨通達の件」と題する文書が送られている。明治7年11
月10日には、太政官布告第122号鳥獣猟規則改正では、「第1章中の3か条」
「第2章」には、外国人が規則を遵守しなくてもよいという規定を置いた。こ
の改正規定は、「国内に向けては、外国人に対し適用しないことを秘匿し、わ
が国全土に法執行するかのように仮装した」¹³⁶⁾ものだったという。

しかし、明治8年12月5日にミッドルトン事件が起こる¹³⁷⁾。これは、アメ
リカ人 John Middleton を含む外国人が遊猟していたので巡査が制止したが聞
き入れなかつたので、巡査3名は、外国人の後を追って、鳥を追い立て遊猟を
妨害していたところ、巡査に向けて発砲し、巡査の一人が散弾によって3ヶ所
の傷を負ったというものであった。これについては、12月23日に領事裁判所が
開かれ、そこで、免許所持者以外の銃猟禁止という日本の法律は、アメリカ民
を拘束するという見解が示された¹³⁸⁾点が重要である。

134) 小柳・前掲書262頁以下、森田・前掲書100頁以下参照。

135) 日本外交文書デジタルアーカイブ（第6巻）明治6年（1873年）633頁。

136) 小柳・前掲書263頁参照。

137) この事件について、森田・前掲書111頁以下参照。

138) 森田・前掲書111頁以下参照。

(iv) 外国人に対する銃獵規則の適用

明治9年の「外国人の銃獵に関する件」に収録された文書は、外務省と各国公使との交渉過程を記録している¹³⁹⁾。問題になったのは、日本側による罰金の徴収規定であった。これも、「罰金」ではなく、日本政府に民事的な損害の補償を「償金」という形で行うという解決方法が図られた。そのような交渉の中、「外国人銃獵約定書及免状取扱条例」は、「内務省達」として発せられた。明治9月1月4日の「内務省達」¹⁴⁰⁾（大日本外交文書10巻63号付属書）（甲号約定書式）によれば、「其県令より何国人民或は臣民何某に本日銃獵免状を附与せしに付、右何某左之条々を確守すべき旨を爰に其県令と（東京にては警視庁の長官）約定す」とされ、

【第1条】日没後日出前は銃獵するを許さず、且只遊興の爲めに妄りに食用に供せざる禽獸を銃殺すべからず。

【第2条】常に左の諸場所に於ては銃獵すべからず、即ち、都府市街は勿論、衆人群衆の場所。

銃丸の達すべき恐れある人家に向ひたる距離の場所。

条約規程外の場所。

禁獵制札の場所。

但し制札は獵銃式挺を交叉したる図の下に（銃獵禁制）の四字を配し掲げ置くべし。

作物植付ある場所。

社寺の境内其他繩張或は仮囲したる場所。

【第3条】「日本官吏の求に應じ免状を示して点検を受くべし、……」とされた。

139) 日本外交文書デジタルアーカイブ（第9巻）明治9年（1876年）589頁以下。

140) 日本外交文書デジタルアーカイブ（第10巻）明治10年（1877年）134頁以下参照。内務卿大久保利通から外務卿寺島宗則への内務省達。すでに1月4日に独国代理公使アイゼンデヒャーは、「銃獵免状申請についての約定式独逸国民へ布達すべき旨回答の件」と題する文書を外務卿寺島宗則に送達している（同文書137頁）。

明治9年10月18日に、銃猟規則が施行され、「無免許にて銃猟をせし犯罪に係る者は、領事免許料として金10円を取立」てることが定められ、各国領事はこれに合意した。明治10年1月に、「外国人銃猟規則」が発効し、外国人の銃猟が正式に許可されることになった¹⁴¹⁾。その年の猟期が始まる10月2日には、無免許で銃猟するものは巡査によって領事まで連行されることなどが各国領事に正式に通告された¹⁴²⁾。

ドイツについては、10月27日付のドイツ弁理公使アイゼンデッヒャーから外務卿・寺島宗則宛の書状により、「双方心志協同せしに因り当今彌満足に整ふべく欣喜に存候」とドイツがこれに同意したことを認めている¹⁴³⁾。

(v) 警察官達の行動の評価

以上の経緯からみて、明治初年から、銃猟規制を外国人に及ぶものとし、たとえ銃猟規則違反が、領事裁判権に服しているとしても、本国の狩猟法の適用により、日本の「銃猟規則」と同様の規定について、その事実上の効力を認めようとし、とくに「逮捕権」については、これを認めさせるよう規制しようとし、外国人の遊猟につき、当初の外国人全面禁猟から免許制に移行させようとして、明治9年「銃猟規則」施行以降は、免許制を施行した。明治10年の「外国人銃猟規則」が各国領事の了解のもとに発効して以降は、銃猟規則は外国人にも妥当することになり、これと同時に、「禁猟制札の場所」での銃猟禁止規定も、アメリカの解釈と同様、「行為規範」として機能することになったと解することができる。ハインリヒ一行に対する警察官達の行動は、明治8年に外務省が外国人の銃猟に対する取締につき地方警保係員の心得を通達した¹⁴⁴⁾が、その内容は、まさに明治6年「鳥獣猟規則」と同様であり、ハインリヒ一行は、検査を拒んだので、無鑑札の者とみなされ(14条)、15条に従い、「即時に捕らえ」ることはしないで、「犯人の鑑札を所持するものその番号姓名等を取調べ」

141) 森田・前掲書119頁以下参照。

142) 森田・前掲書121頁参照。

143) 日本外交文書デジタル・アーカイブ(第9巻)明治9年(1876年)647頁。

144) 森田・前掲書110頁参照。

「鑑札なきものはその姓名住所を聞糾し、その犯人に同行してその本宅を認むべし、もし犯人その面を隠し、またその姓名を告げ肯せず、かつ、住所本宅知れざる時は、最寄りの役所に伴い、その身上を聞糾すべし」に従った行動であったといえることができる。

(vi) 讒謗律の適用

讒謗律（明治8年6月28日・太政官布告第110号）は、明治8（1875）年に成立した全8条からなる名誉毀損に関する特別法である。「讒毀」は、名誉を害すべき「行事」を適示する行為であり、現在の「名誉毀損罪」（刑法230条）にあたる。「行事」を適示しないで「悪名」を公布するのが、「誹謗」であって、現在の「侮辱罪」（231条）に対応する。ここで関係するその条文は、以下の如くである。

【第1条】 凡そ事実の有無を論せず人の榮譽を害すへきの行事を摘発公布する者之を讒毀とす。人の行事を挙ぐるに非ずして悪名を以て人に加へ公布する者之を誹謗トス。著作文章若くは画図肖像を持ち展観し若くは発売し若くは貼示して人ヲ讒毀若くは誹謗する者は下の条別に従て罪を科す。

【第2条】 第1条の所為を以て乗輿（じょうよ＝天子の敬称）を犯すに渉る者は、禁獄3月以上3年以下、罰金50円以上1000円以下（2罰并せ科し或は偏へに1罰を科す。以下之に倣へ）。

【第3条】 皇族を犯すに渉（わた）る者は、禁獄15日以上2年半以下、罰金15円以上700円以下。

【第4条】 官吏の職務に関し讒毀する者は、禁獄10日以上2年以下、罰金10円以上500円以下、誹謗する者は、禁獄5日以上1年以下、罰金5円以上300円

【第5条】 華士族平民に対するを論ぜず、讒毀する者は、禁獄7日以上1年半以下、罰金5円以上300円以下。

本件においては、ハインリヒ親王は、「皇族」と見倣しているものであり、讒

誹謗第3条にいう「皇族を犯す」における「皇族」には外国の皇族を含むかが論点である¹⁴⁵⁾。しかし、5条によって、讒毀の相手が、一般の人（平民）であっても、これにあたることは疑いない。次に、ハインリヒ一行が、「禁猟制札の場所」での銃猟禁止規定を破って発砲した行為が、「榮譽を害すべきの行事を摘発公布する」行為に当たるのでなければならない。それは、禁止されている行為であるから、違法な行為をしたという「行事」が適示されているのであり、これにあたる。「凡そ事実の有無を論せず」というのであるから、実際に一行が、「禁猟制札の場所」で猟を行っていたとしても、その行事を適示することが、この罪に当たるとは変わらない。現行の「名誉毀損罪」のように「事実証明」があった場合の「公共の利害に関する特例」（刑法230条の2）の規定がないのである¹⁴⁶⁾から、真実性の証明によってこれを「罰しない」ことになるわけでもない。

現在のように憲法上「言論の自由・報道の自由」の規定のない当時の規定からは、その処罰は最終的に領事裁判権にゆだねざるをえないとしても、ハインリヒ一行にわが国の法秩序に反する行為があったとした報道は、少なくとも誹謗第5条に当てはまることを否定できない。

V. ま と め

プロイセンの皇孫ハインリヒの吹田遊猟の際に起こった事件については、従来から不平等条約の下での治外法権・領事裁判権のもとで、しかも外国の王室

145) この論点は、大津事件における旧刑法の「皇室罪」（116条）の「皇太子」に「ロシアの皇太子」が含まれるかという論点と同種である（山中敬一『論考大津事件』〈1994年〉6頁以下）。

146) 明治8年（1875年）「新聞紙条目ヲ廢シ新聞紙条例ヲ定ム」（明治8年太政官布告第111号）により成立した。事実証明に関する規定は、後の「新聞紙法」（1909年・明治42年）には登場する（45条）。「新聞紙に掲載したる事項に付、名誉に対する罪の公訴を提起したる場合に於て、其の私行に渉るものを除くの外、裁判所に於て悪意に出でず専ら公益の爲にするものと認むるときは、被告人に事実を証明することを許すことを得。若其の証明の確立を得たるときは、其の行為は之を罰せず。公訴に關聯する損害賠償の訴に対しては、其の義務を免る」。

が関係する事件としてとくに当時の日本政府によるその処理が、欧州列強たるドイツの言いなりになってひたすら平身低頭の外交を展開した事例としてわが国明治期の外交史・政治史の中で論じられてきた。とくに、新聞報道においては、その当時日本各地で頻発していた遊獵の際の銃獵規則違反につき、日本の無力さを思い知らせられるような解決法に国民が不満を募らせていた情勢の中で国民の気持ちを代弁する記事が掲載され、それを政府が讒謗律を用いて禁圧しようとした構図に注目が集まった。

この構図から見た例として、外務卿井上馨宛の明治13年2月22日付の福澤論吉書簡¹⁴⁷⁾を見ておこう。一部を引用する。

「陳者此度吹田の一條、誠に言語道断。皇孫は明に我国法を犯したるに相違なし。微行したる皇族を眞の皇族と認めざるは固より有る可きことにして、警吏巡査も毫も罪すべきなし。然るに彼の請求は自から不犯日本国法の証を取り、次で我地方官及び警察官のバルドンを促す。無法無状と云ふ可し。尚甚しきは吹田村の戸長を呼出すとは何事ぞ。

戸長は吹田人民の名代にして、吹田の人民は我天皇陛下の臣民なり。日本皇帝の臣民が謂れもなく外国の皇族に平身低頭するとは、取も直さず之を亡国の惨状と云ふも可なり。

昔年英国人が印度地方の酋長輩を嚇したる筆法に異ならず。我国権を損ずる、舊幕府以来未だ之より甚しきものなし。」

福沢は、このあと、「何故左の如く答へざるや」と書いて、弁明・謝罪の仕方を伝授している。禁制を破ったことについては、平民だったらもとより国法に背くものだが、独逸皇孫だからあえて咎めない。しかし、微行し、通訳も連れず、警察官が皇孫だと認める理由もなかったのであり、府庁でも、その罪は、ただ皇孫であることを知らなかっただけである。それを悟らなかつたことは不行き届きであり、「皇孫の榮を表する為に、御会釈として一応の御詫は申し上る」。しかし、以後は必ず事前に報告していただきたい、というのである。さ

147) 福澤論吉全集(第17巻・1961年)374頁以下参照。福澤の書簡に言及するのは、池田・前掲大阪春秋17号145頁。

らに続けて「彼の好意を買わんとして我より会釈すれば、唯徒に彼の傲慢を増長せしむるに足るべきのみ」と述べ、続いて責任の取らせ方につき、一時的に外務卿の免職もよいと考えられるが、条約改正の重要な時だから、容易に動くべき時ではないので、警察官は復職させ、吹田の人民にも諭して、大阪府知事と宮本外務一等書記官の職を免じて「二人の不取計」に出たるものとしてその罪を表すのがいいのではないかとする。最後は、人民が煽動鼓舞されるとどこに向かうか分からないので、慎重にも慎重を重ねて隙を見せないようにしないと、「煽動者の性質次第にて誠に好き論柄」となり、衆心を先導するには、「屈強の事柄」として密かに悦んでいる者もありうると、為政者に警告を発している。

このような屈服的な事件の処理が、世間の批判にさらされ、福澤が指摘したように、自由民権運動や国民のナショナリズムの高まりを導く。

ちなみに、ドイツ側の事件の評価も、同様である。ヴィピッヒ¹⁴⁸⁾がその論文の「まとめ」に書いているのを引用しておこう。

「事件が厳格に条約の枠内で発生していたとしても、そしてドイツ人が規定を守って狩猟免許を持参していたとしても¹⁴⁹⁾、(警察官処分・新聞編集者に対する処分・処罰による)その(政府の)高飛車な介入は、外国との叩頭外交のゆえに批判的となっていた日本政府の立場をよくはしていなかったであろう。」「事件を、面目を大きく失墜させずに迅速に終結させるべく日本政府が尽力したのは、条約改正の問題に望んで融和的な態度が必要であったのと並んで、とくに、当時ドイツに対する友好的態度が高まってきていたことが決定的であった」。

次に、このような国内における領事裁判権・治外法権の現状に対する批判の高まりによって、条約改正による領事裁判権・治外法権の廃絶への動きは加速されることになり、報道の弾圧がかえってその後の条約改正への世論を招き、

148) *Wippich*, aa.O., S. 275.

149) ドイツ人の滞在許容範囲で、かつ、狩猟免許をもって遊猟を行ったから、一行の行為は正当だというわけではない。「狩猟禁制の場所」(内務省達「外国人の銃猟に関する件」)にもかかわらず、狩猟しようと発砲した行為が問題なのである。

日本政府もこれに向けてさらに列強との交渉を推し進めたことを指摘しておく。外務卿・井上馨のこの遊獵事件におけるドイツ側に対する平身低頭外交は、井上の弱腰ではなく、条約改正を大きな支障なく進めていきたいとの戦略の故だとも解釈できる。この事件の後も治外法権・領事裁判権の制約交渉に取り組んだ井上外務卿は、当初、法権の回復よりも行政権（関税問題）の回復に重きを置いたが、この事件のあと明治13年7月6日には裁判権を含む改正条約案を各駐日外国公使に送付し、列強各国との交渉を開始する¹⁵⁰⁾。その内容は、英国との関係では、通商条約において裁判権は英国に譲与したものの、立法権・行政権はそうではないにもかかわらず、従来行政・司法についてもさまざまな要請をしてきたことを日本政府が許容することはあったとしても、決してその要請を当然のこととしてきたわけではないとして、「法権に関する覚書」に裁判権の実際の手続細目等を掲げている。その中で、「捕縛の権」については、日本の警察権のもとにあるとし、府県が司法省からの委託を受けて逮捕権を行使していた実務に言及されている。また微罪については、日本の違警罪に関する裁判権の回復を図る。井上の日本法権の回復交渉の基本方針は、「漸進的回復」であったとされている¹⁵¹⁾。その後、明治15年1月から締約国代表と21回にわたる「条約改正予備会議」¹⁵²⁾が開催され、裁判権の回復交渉が行われるが、英国公使パークスの反対で挫折する¹⁵³⁾。明治19年には「条約改正会議」¹⁵⁴⁾が開催される。そこで提案された裁判管轄条約案が批判され、明治20年9月17日、

150) 藤原明久『日本条約改正史の研究』（2004年）13頁、25頁以下参照。

151) 日本の裁判所の裁判に外国人を任用する案も検討され、ドイツ公使アイゼンデッヒャーからも外国人裁判官と日本人裁判官の「混合裁判」（立合裁判）か、日本の法律家の資格について（司法）試験合格を条件とする提案も行われる。井上は、当初このような混合裁判の提案に消極的であったが、後にこれを受容する（藤原・前掲書33頁以下参照）。この外国人裁判官の任用の問題は、その後も続くが、明治22年の外務大臣大隈重信の遭難により、大隈の推進しようとした外国人裁判官任用案は取り消されることになった。

152) これについては、五百旗頭薫・前掲書129頁以下をも参照。

153) 藤原・前掲書2頁以下参、359頁以下参照。

154) 五百旗頭・前掲書22頁以下参照。

井上が外務大臣を辞任し、大隈重信に代わる。

その後の交渉を経てようやく1894（明治27）年「日英通商航海条約」が締結（1894年7月16日・〈仏・墮を除く〉1899年7月17日発効）され、領事裁判権は撤廃される¹⁵⁵⁾。

他方、本稿では、従来、あまり注目されて来なかった「事件の法的評価」から出発しようとして、まず、事件の「事実」を確認し、それに当時の「法」、すなわち規範的状况を確認し、とくに「警察官の行動」が違法なのかどうかを確認しようとした。そのため、まず、とくにドイツ側の文献における事件の「事実」に関する叙述が著しく改善されてきているとはいえ不十分であることを指摘した。一方、規範的状况に関しては、一般に領事裁判権を認めた場合に、犯罪行為が行われた国における規範が行為規範として妥当するののかという問題については争いがある。唯一、1855年のオランダとの和親仮条約においては、日本法が行為規範として妥当すると明記しているが¹⁵⁶⁾、ドイツとの条約には規定はない。そこで、その反対解釈も可能であり、一般的にはその解釈は分れている¹⁵⁷⁾。

一般刑法犯はともかく、銃猟規則違反については、その規範内容は、公使との協議の中で序々に日本法が行為規範だとされていった経緯がある。そこで、外国人の遊猟における国内法違反事件が、通商条約の発効後、各地で生じる外国人とのトラブルの主要なものであり、むしろこの事件の取り扱いを改めたいというのが、すでに幕府時代からの政府の宿願であったこと、条約改正が1911（明治44）年まで、粘り強い交渉において段階的・部分的に法的状況を改善しつつ行われたこと、その一つが外国人による銃猟の規制の歴史であることをわが国のもろもろの研究成果を踏まえて確認し、これに基づいて当時の警察官の行動の「正当性」を検討とした。

155) 関税自主権の回復を含む完全不平等条約撤廃に至るのは、1911年（明治44年）のことである。

156) 日本国和蘭国条約は1856年1月30日に締結された。その第2条で「和蘭人日本の掟を犯し候は、……」とある（旧条約彙纂第1巻2部189頁以下、198頁以下参照）。

157) これについては、詳しくは、横田喜三郎・前掲『国際法論集I』292頁以下参照。

そこで、当時の「日本法が外国人の遊獵行為につき規範的に妥当したか」という解釈学的問題の解明に取り組んだ。とくに、事件の処理にあたった警察官達の行動準則は、抑制的であり、したがって、現場の警察官達の行為は、決してハインリヒ一行の「身柄拘束」に向けられたものではなく、行動準則に従った氏名・住所などの同一性確認のためであったということを確認した。この規則は、日本の官憲の行為規範ではあるが、ドイツ公使も承認したものである。まさに、規則の意味する内容は、たんに北独逸連邦との通商条約締結当時の規範的意味の解釈によってではなく、その後の両国の交渉を経て合意された規範内容の「生きた法」の「同時代的解釈」を前提として、また、交渉を通じて確立してきた実務慣行¹⁵⁸⁾に従って、決定されるべきである。

最後に、わが国の研究では、ドイツ文献がほとんど参照されてこなかったもので、これを紹介し、検討することも本稿の課題であった。幕末・慶応4年1月11日(1868年2月4日)の神戸事件¹⁵⁹⁾から明治24(1891)年5月の大津事件¹⁶⁰⁾に至るまで、外国人の関係する外交問題に発展した重要な事件は多く存在するが、最近、事件の地元吹田においても忘れ去られかけているように見えるこの事件の真相を、従来の研究成果を踏まえて探り、今一度衆目にさらすことも本稿の目的であった。

158) 領事裁判における「慣行」の重要性については、加藤・前掲法政論集84号341頁以下参照。

159) これについては、内山正熊『神戸事件』(中公新書・1983年)参照。

160) これについては、山中敬一・前掲『論考大津事件』参照。ドイツ語で書いたものとして、Yamanaka, Staatsraison versus Rechtsstaat - Zur verfassungshistorischen Bedeutung der Otsu -Affäre, in: Yamanaka, Strafrechtsdogmatik in der japanischen Risikogesellschaft (Nomos/Dike), 2008, S. 12 ff. 吹田遊獵事件については、前掲日本語の著書の中で言及し、内山正熊氏の津田三蔵のロシア皇太子襲撃の心理的動因になったのではないかという指摘を紹介した(同書3頁以下)が、その後、2013年夏にウィーンで Peter Panzer 教授(ボン大学名誉教授)にお会いし、この事件について直接話したわけではないが、コンピュータ内の若干のスライドを見せていただき、ドイツでの研究が進んでいることに気づかされ、その後の滞独中文献を集めるなどの作業を行い、2014年12月12日の関西大学法学研究所での講演などを経て今回これを論文として公表する運びとなった。